

2007 年度 修士論文

ドーピング防止活動に関する一考察

A Study on Anti-Doping Activities in Sports

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツ文化研究領域

5006A017 0

岡本 温子

Okamoto, Atsuko

研究指導教員 : 友添 秀則 教授

ドーピング防止活動に関する一考察
目次

序章

第1節	本研究の動機.....	1
第2節	本研究の目的.....	2
第3節	先行研究の検討.....	2
第4節	本研究の方法.....	3
第5節	用語の定義.....	3
第6節	本研究の限界.....	4

第1章 ドーピング防止活動の概観

第1節	ドーピング防止活動の歴史的経緯	
第1項	WADA 設立以前のドーピング防止活動.....	5
第2項	WADA 設立以降のドーピング防止活動.....	8
第2節	現在のドーピング防止活動	
第1項	禁止項目について.....	11
第2項	違反者の事例.....	13
第3節	ドーピング防止活動の問題点	
第1項	世界アンチ・ドーピング規程に関わる問題点.....	17
第2項	ドーピング防止活動の選手の健康への影響と選手参加について.....	19
第4節	本章のまとめ.....	21

第2章 ドーピング防止活動における選手の自由と

スポーツの一般大衆に対する影響力について

第1節	ドーピング防止活動と選手の人権	
第1項	ドーピング防止活動による選手の人権侵害.....	22
第2項	選手の行為選択の自由の可能性.....	26
第2節	スポーツの一般大衆に対する影響力	
第1項	一般大衆が抱くスポーツ選手へのイメージ.....	30
第2項	マス・メディアが形成する選手のイメージとドーピングの関係.....	32
第3項	「公人」としての選手とドーピング.....	33
第3節	本章のまとめ.....	37

第3章 ドーピング防止活動の意義と今後の課題

第1節	ドーピング防止活動の意義	
第1項	ドーピング防止活動による薬物乱用問題、医師の倫理への影響.....	38
第2項	ドーピング防止活動とスポーツの価値との関連.....	41
第2節	ドーピング防止活動の今後の課題	
第1項	ドーピング防止活動における教育・啓蒙活動.....	43
第2項	選手の人権を擁護したドーピング防止活動の提案.....	45
第3節	本章のまとめ.....	47

結章

第1節	本研究のまとめ.....	48
第2節	今後の課題と展望.....	51

引用・参考文献.....	52
--------------	----

脚注.....	55
---------	----

序章

第1節 本研究の動機

現代のスポーツが、商業主義、勝利至上主義などと結びつき、拡大の一途を辿っている中で、その大きな問題として取りざたされているものにドーピング問題がある。この問題は、近代スポーツが「より速く・より高く・より強く」という進歩主義を追求した末の帰結とも言われるが、その背後には、身体をどう捉えるか、スポーツの倫理、スポーツとは何なのかといった問題もあり、複雑な要素が絡み合っている。¹

ドーピングに関連したスポーツ団体の取り組みも、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の設立、それに伴った「世界アンチ・ドーピング規程」の策定やドーピング摘発への警察の介入などと、変化が見られる。ドーピング方法の高度化に伴い、その検査方法も厳格化している。1997年には、従来の尿検査に加わり、血液検査が新たに導入された。

このような状況にあって、世界オリンピック委員会（IOC）やWADAのドーピング禁止に対する姿勢は、相変わらず「ドーピング＝悪」の前提を崩す様子はない。² この「ドーピング＝悪」と決め付ける図式を見直すことなしには、複雑な要素の絡み合ったドーピング問題の解決の糸口は見えてこないように思われる。というのも、この図式のみでは、何故ドーピングはなくならないのか、選手をドーピングに導くものは何なのか、選手にドーピングをさせる現在のスポーツのあり方などといった重要な問題が見えてこないからである。

現在、IOCやWADAは、ドーピングを医学的理由（選手の健康を害する）、アンフェアである、社会悪であるといった理由で禁止しているが、近藤、友添により、この理由の疑義が問われている。近藤らが、その論拠としているのは、J.S.ミルの『自由論』の中にみられる個人の選択の自由である。つまり、ドーピングにより、選手が健康を損ねたとしても、それが選手の選択によるものであるならば、周囲の者はその選択に干渉すべきではないということである。³ これは選手を権利を尊重されるべき個人とみた場合の考え方である。

とはいえ、マス・メディアと大きな関わりを持つ現代のスポーツの選手は、一般大衆に与える影響も少なくないと考えられ、「私人」としての自由がそのまま適用されるとは考

え難い。今日、IOC、WADA が掲げるドーピング禁止の根拠の疑義が問われ、「ドーピング解禁」⁴ の可能性も示されている中、選手を社会に対して影響力がある「公人」と捉え、その上で、ドーピング防止活動の意義やドーピングが禁止されるべき理由を検討する必要性があるように思われる。

また、現在のドーピング防止活動の厳格化に伴う居場所情報の提供や監視のもとでの尿検査などが選手のプライバシー侵害や人権問題にあたるとも考えられ、現在のドーピング防止活動も選手の立場からみれば、再度検討しなおすべき部分がある。

そこで、本研究は、現在のドーピング防止活動を、選手を行為選択の自由や人権を擁護されるべき個人と捉えた場合と社会的に影響力のある「公人」と捉えた場合の両面から検討していくかたちで進めていく。

第2節 本研究の目的

本研究は、現在のドーピング防止活動における選手のプライバシーの侵害、人権の侵害、という問題点やドーピングの定義や制裁措置など規程に関わる問題点をみたくて、選手を社会的に影響力のある「公人」と規定し、ドーピングが禁止される理由を検討し、ドーピング防止活動の社会的な意義と今後の課題を明らかにすることを目的とする。

第3節 先行研究の検討

ドーピング防止活動やドーピング問題に関する先行研究は、医学、スポーツ、倫理、法学などの様々な分野からなされており、その内容も活動内容や禁止項目の変遷を扱ったものからドーピング規程の合法性を扱ったものまで様々である。以下に、その中でも注目すべきものを示すこととする。

黒田（1990）や河野（2003）は活動内容の変遷や現在の活動に関する研究を行っており、過去から現在までの活動を概観する上で有益な資料となる。

中村（1998）はドーピングをスポーツの文化的価値を喪失させかねない問題としているが、不平等やアンフェアという理由のもと、ドーピング検査により陽性反応が出た選手を失格にするという対抗措置で根絶しようとする現在のやり方には限界があると指摘した上で、現在のスポーツを「社交の手段」に戻すことが必要であるとしている。草深

(1998) もドーピングを「健康に悪い」という医学的理由から禁止することへの限界を指摘した上で、ドーピングがなぜ悪なのかという根源的な倫理規範についての合意形成をしていくことがドーピング撲滅につながると主張している。

近藤、友添(1996)はJ.S.ミルの『自由論』における功利主義的自由主義を論拠にし、「不正行為」や「健康に悪い」というIOC、WADAなどが提示するドーピング禁止理由に疑義を唱え、IOC側もドーピング撲滅のための有効な手立てがないジレンマ状態にあるとしており、選手自身が競技力向上のためにドーピングを手段として選ばないように自律する必要があるとしている。

このように、現在、IOCやWADAが提示しているドーピング禁止理由やその方法に限界があることを指摘している先行研究が少なくない。

第4節 本研究の方法

本研究は、「世界アンチ・ドーピング規程」とドーピング問題やドーピング防止活動に関する先行研究を対象とし、分析、考察をする文献研究である。

第5節 用語の定義

本研究における「ドーピング防止活動」とは、ドーピング撲滅のための国際的、国内的な活動である「アンチ・ドーピング活動」と同じ意味を示すこととする。それは、2005年のユネスコ総会において採択された「INTERNATIONAL CONVENTION AGAINST DOPING IN SPORT」の日本語訳の「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」という表現にみられるように「ドーピング防止」という用語が近年、用いられるようになってきていることによる。

また、本研究における「選手」、「アスリート」という用語は、世界アンチ・ドーピング規程の対象者となる「競技者」⁵の中の「ドーピング・コントロールとの関係においては、国際的レベル(定義については各国際競技連盟が定める。)、又は国内的レベル(定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。))において競技に参加する全てのもの」とする。

第6節 本研究の限界

本研究では「世界アンチ・ドーピング規程」の「禁止表国際基準」を資料として用いるが、「禁止表国際基準」は毎年改定されており、本研究では **2008** 年版を用いることとする。

第1章 ドーピング防止活動の概観

第1節 ドーピング防止活動の歴史的経緯

第1項 WADA設立以前のドーピング防止活動

競技力を高めるためのドーピングの歴史は、古代にまで遡る。岡田、黒田らによると、競技の世界で薬物を使うことは、「スポーツの発展と非常に関係がある」⁶ という。古代ローマ時代にも、競技力を高めるために、トレーニング以外の方法が用いられていた記録があると指摘する。例えば、シャリオットと呼ばれるローマ時代に盛んであった戦闘用の馬車で競い合う馬に蜂蜜と水を混ぜたものを飲ませていた記録がある。競走馬に与えられていた薬物は、中世以降ウイキョウ、サンダラックなどの生薬に変化し、19世紀以降、ヘロイン、モルヒネ、コカイン、ストリキニン、カフェインなどへと発展していった。

19世紀後半になると、この薬物使用が人間のスポーツの世界でも行われるようになった。1865年のアムステルダム運河水泳でのドーピングや1879年の6日間自転車競走で、フランス選手がエーテルを浸み込ませた砂糖を使用したとの記録がある。⁷ そのほかアルコール飲料、ニトログリセリンやヘロイン、コカインなどの麻薬類が選手の競技力向上のために使用された。1886年になると、ボルドー〜パリ600km自転車レースにて、ドーピングでの死亡事故が起きる。これは、ある選手のマネージャーである自転車メーカーの社長が、選手にトリメチールを多量に与え、死亡させた例である。続いて、1908年には、ベルギー、イギリスのサッカー選手による試合中の酸素吸入、ボクシング選手によるストリキノンの使用があった。そして、1910年になると、「パラ・ドーピング」と言われる、相手選手の飲み物などに薬物を混入し、競技力を落とさせる方法が出てきた。

こうした状況の中、1911年に、初めてのドーピング検査が実施された。これは、ウィーンで実施された検査で、対象は競走馬であった。前述したように、ドーピングはもともと競走馬や競争犬に行われていたもので、動物に対するドーピング検査技術が人間対するものに先行して開発された。このとき競走馬の唾液からアルカロイドが検出された。⁸ その後、欧米で競走馬のドーピング検査が普及したことにより、人間を対象としたドーピング技術や検査方法についての研究が推進されることとなった。⁹

この頃（20世紀の前半）は各種の医薬品の開発に伴い、競技会で使われる薬物の種類も増え、急速にスポーツの世界にドーピングが広まった。1920年頃には、燐酸化合物が

流行し、**1934**年にアンフェタミンの合成法が開発されてからは、ベンゼドリン、ベルベチン、メセドリンなどの覚醒アミン（中枢神経興奮薬）の流行の時期があった。実際に**1955**年のツール・ド・フランスでは、アンフェタミンによる多数のドーピング違反者が出た。

また、オリンピックでも、ドーピングは広まっていった。**1952**年、オスローの冬季オリンピック大会では、選手のロッカールーム等から薬のサンプルや注射器が大量に発見され、ドーピングがオリンピックなどの国際大会で行われている事実を示したと言える。また、**1955**年には、自転車競技ツール・ド・フランスで**25**人中**5**人の選手に薬物使用が見られ、そのうちの数人はアンフェタミン依存症と診断された。

オリンピック大会におけるドーピングによる最初の死亡事故もこの頃起こる。**1960**年のローマオリンピックでの自転車競技での死亡事故である。

このような流れの中で、**1950**年代後半から、ドーピング反対の声が各国からあがるようになり、**1962**年にモスクワで開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会にて、「ドーピング反対」の決議が採択され、ドーピング取締りの動きが本格化した。そして、**1968**年のグルノーブル（冬季）、メキシコ（夏季）のオリンピックにて、初めて正式にドーピング検査が行われた。これは、**1964**年の東京オリンピックでの国際スポーツ科学会議のドーピング特別委員会にて、ドーピング検査の導入とIOC医事委員会の設立合意の決定を受けての試みであった。この委員会でのドーピングの定義は「生体には生理的に存在しない物質はいかなる方法で投与されても、また生理的に存在する物質は異常な量あるいは方法で投与または使用された場合、それが競技能力を高めることが目的であればドーピングと認める」¹⁰というものである。この検査での禁止物質は、アンフェタミン、エフェドリンなどの自律神経アミンやストリキニンなどの中枢神経刺激剤、フェノチアジンなどの精神安定剤といった麻薬、覚醒剤、興奮剤などの習慣性薬物であった。

興奮剤、麻薬等の次にドーピングによく使用されるようになった薬物は、筋肉増強のための、男性ホルモン製剤や蛋白同化ステロイドである。これらの薬物は、**1950**年代後半から陸上競技や重量挙げなどの種目の選手によって使用されていた¹¹が、テストステロンなど体内で自然に発生する物質もあるため、検出方法の確立に時間がかかった。しかし、**1974**年にロンドン大学のブルックス教授により、これらの物質の検出方法が開発される¹²と、**1976**年のモントリオール・オリンピックから禁止薬物リストに、蛋白同化ステロイドが加えられるようになった。その検査では、**275**例中**8**例が陽性となった¹³。また、

この検査では、検査尿から高濃度のカフェインが検出される例があり、新たな検討課題となった。このカフェインは 1984 年から禁止薬物リストに加えられることとなった。高濃度のカフェインと同様に、 β 2-刺激剤、 β - 遮断剤の使用例が異常に多い例も出てきた。これらは、喘息の治療薬（ β 2-刺激剤）や高血圧、狭心症の治療薬（ β - 遮断剤）に使われる薬物であるが、交感神経の興奮作用もあり、競技力向上のため使用される可能性もあるため、1988 年から制限付きの禁止薬物となっている。

1988 年は、禁止項目が大幅に改訂された年でもある。そのリストは大きく分けて三つに分類されており、第一がドーピングの薬物類である。それまでも禁止されていた興奮剤、麻薬、蛋白同化ステロイドに、 β - 遮断剤、利尿剤が新たに加えられている。利尿剤は、ウェイト・コントロールでの減量や使った薬物を尿中で薄くする目的で使われている可能性が高いものである。第二がドーピング方法である。ここでは「血液ドーピング」と「薬理的、化学的、物理的操作」が挙げられている。「血液ドーピング」は、1971 年にスウェーデンのエクボルムが発表したもので、「一度選手から 1000cc 近い血液をとり、その赤血球を分離して、冷凍して、3～4 週間後に再輸血すると酸素運搬能力、持久性能力が高まる」¹⁴ というものである。「薬理的、化学的、物理的操作」とは、不当な操作のことを指す。例えば、物理的な操作とは、他人（薬物を使っていない人）の尿を自分の膀胱に注入し、検査を受けるというような方法を言う。第三が、「一定の制限を受ける薬物」である。ここでは、アルコール、局所麻酔剤、副腎皮質ステロイドが挙げられている。

また、ベン・ジョンソンが禁止薬物スタノゾロールの使用により、金メダルを剥奪されたのも、この年に開催されたソウル・オリンピックのときのことである。

この頃になると、公式競技に限られていたドーピング検査が、トレーニング期間中にも行われるようになった。いわゆる「抜き打ち検査」の開始である（1986 年）。

そして、1992 年に、禁止薬物として、ペプチドホルモン（成長ホルモン、人胎盤性睾丸刺激ホルモン、ACTH、エリスロポイエチン）が加えられ、1993 年には、「蛋白同化ステロイド」という分類を「蛋白同化薬物」に変更した。

このように、1968 年の初めてのオリンピックでのドーピング検査以来、ドーピング防止活動は、IOC 主体に行われてきた。しかし、新たなドーピング手法が発覚すると、それに対応するための検出方法が開発されるという、いわゆる「いたちごっこ」の繰り返しである。

第2項 WADA設立以降のドーピング防止活動

前述したように、1968年以來、ドーピング防止活動はIOCを中心に行われてきたが、活動の急速な普及に伴い、様々な問題が発生するようになった。その一つとして統一性が挙げられる。各種競技団体は、その競技特性を考慮し、それぞれ別のドーピング禁止規定を作成していた。つまり、競技団体間でドーピング・コントロールに関する規則、検査方法、禁止薬物の種類、罰則制裁に差があるような状態であった。また、「ドーピング汚染が競技スポーツ界だけでなく市民スポーツや一般社会にまで広まってきたことに伴い、法的対応を行う必要性が出てきたこと、またアンチ・ドーピング活動の普及・推進に対し国による著しい格差が生じてきていること」¹⁵も統一性を求める動きの要因の一つと言われている。ドーピングに関する国際的な取り組みに関しては、1988年から世界アンチ・ドーピング会議が定期的に行われており、各国におけるドーピング防止活動の促進と国際協力が討議されていたが、統一規程の作成には至っていない状況であった。

そのような中、1999年2月、スイスのローザンヌにて、IOC主催の「スポーツにおけるドーピングに関する世界会議」が開催された。これは、当時のサマランチIOC会長が、IOCのドーピングへの取り組みが手ぬるいとの批判に応える形で、スポーツ界のみならず各国政府へも呼びかけて開催したものである。¹⁶ この会議では、「スポーツにおけるドーピングに関するローザンヌ宣言」が採択された。その宣言の中には、2000年のシドニー・オリンピックまでに独立した中立的な国際的アンチ・ドーピング機関を設置するという内容が盛り込まれた。そして、1999年11月に、IOCにより、世界アンチ・ドーピング機構（WADA：World Anti-Doping Agency）が設立された。WADA設立の数日後には、オーストラリア政府が「スポーツにおける薬物使用に関する国際サミット」を11月に開催することを各国政府に大きく呼びかけている。こうした動きを河野は、「スポーツサイドと政府サイドががっぷり組んだ形で、アンチ・ドーピング問題が扱われるようになったことを示す動きであった。」と述べている。¹⁷ WADAの組織に関しても、理事は、政府サイドとIOCを中心とするスポーツサイドにより構築されており、世界の五大陸から選出された各国政府・政府組織の代表と、IOC、競技団体などスポーツからの代表者により構成されている。また、WADAの予算も、スポーツサイドと政府サイドが折半する形となっている。IOC主導で行われてきたドーピング防止活動が、近年になり、各国政府の協力を大きく借りた上での活動となっていることで、ドーピング問題がスポーツの枠組みの中だけでは扱えなくなっている背景が分かる。

WADAは、設立5カ年間に渡る活動と資源に焦点を当て、「WADA戦略計画（WADA Strategic Plan）」を策定し、その計画に基づき、各種のプログラムを遂行している。計画におけるWADAのビジョンとは「スポーツにおけるドーピングのない文化を生み出すこと」であり、使命は、「国際的な規模で、あらゆる形態のドーピングを撲滅し、調和を図ること」となっている。¹⁸ 主な目標としては、①経営、運営面で独立した組織を追求、②全世界に適用される普遍的なアンチ・ドーピング規程の策定、③国内アンチ・ドーピング・プログラムを実施するための国際的に調整された基準の導入、④検査のための全世界的なプログラムの調整、⑤アンチ・ドーピング教育と予防プログラムの確立、⑥検査法の発見と競技者の健康保護に関連した研究プログラムの開発、⑦分析機関の認定プログラムの策定、などが挙げられている。¹⁹ WADA戦略計画の概要としては、「検査」、「科学」、「教育」、「世界アンチ・ドーピング規程」、「法務」のトピックに分かれている。例えば、「検査」に関しては、抜き打ち競技外検査の実施や中立的な立場でドーピング・コントロール全体を監視する「独立オブザーバー」の派遣などが計画されている。²⁰ これらのトピックの中で、最も重要視されたのは、規程の作成であった。ドーピングに関して、国際的な検査基準や違反に対する制裁措置などについて定めた唯一のものとなる規程の策定はWADAが推進役となり、IOC、国際競技連盟、政府サイドの合意を重視して進められた。そのようにして策定された「世界アンチ・ドーピング規程」は、2003年のコペンハーゲン（デンマーク）でWADA主催で開催された「スポーツにおけるドーピング世界会議」の場にて、審議、調印された。また、この会議では、「世界アンチ・ドーピング規程」を、オリンピックの参加資格として、アテネ・オリンピックまでに批准し、実施することを各国のオリンピック委員会に求めるなど積極的な動きもあった。

WADAが設立されてからの、ドーピング防止活動の強化に関しては、IOCのドーピング撲滅に対する強い姿勢が見える。例えば、血液ドーピングに対応するための、血液検査はこれまで宗教上の理由などから、実施に踏み切れない部分があったが、2000年のシドニー・オリンピックにて実施されると、2002年の日韓ワールドカップでは、公式に初めて血液を検査材料としたドーピング検査が導入された。そして、世界アンチ・ドーピング規程も、2004年のアテネ・オリンピックより適用された。

このアテネ・オリンピックでの、ドーピング規定違反者は24名で、そのうち7名がメダルを剥奪され、前回のシドニー・オリンピックの違反者を上回るものとなった。この結果をみて、多くのマス・メディアはオリンピックにおけるドーピング汚染が進展したこと

を報じたが、河野はWADAにより策定された世界アンチ・ドーピング規程を初めて採用したアテネ・オリンピックでのドーピング防止活動に一定の効果を見出している。²¹ その効果の背景には、世界アンチ・ドーピング規程に基づいた国際的な「アンチ・ドーピングネットワーク」の存在があるという。アテネ・オリンピックでは、このネットワークにより、ドーピング検査をアテネ組織委員会とWADAとで分担し、IOCが大会期間中はいつでもどこでも競技外検査を実施することが出来るという検査システムを確立することが出来た。そのほか、本大会にてIOCが自国に戻ったハンガリーの選手に検査の実施を命じることを可能にしたのも、このネットワークを活用した国際的で組織的な体制の結果であったという。²²

このように、WADA設立後のオリンピックでは、これまでドーピング防止活動のための統一組織がないゆえに行えなかった各国政府協力の下での、国際的な活動が可能になったのである。

また、2006年のトリノ・オリンピックの際は、開催地のイタリアが国内法でドーピングに刑事罰を科しているため、トリノ・オリンピック期間中にドーピングが発覚した際は、刑事罰を科するという取り決めが、イタリア政府とIOCの間で交わされた。実際に、ドーピング疑惑のある選手の宿舎にIOCとイタリア警察が立ち入り捜査に入るという出来事も起こった。

このように、各国政府とIOC、WADAの協力体制の下、これから先もドーピング防止活動はますます強化されていくことが予想される。そして、2005年には、第33回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会にて、「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」が満場一致で採択されたが、これは世界アンチ・ドーピング規程の精神に沿った国際規約である。それまでは各国政府に対して世界アンチ・ドーピング規程の批准・履行が義務化されていなかったのだが、この規約の採択により、国際的にもより法的な拘束力を持った活動として、ドーピング防止活動に政府が参加する体制となったといえる。²³

第2節 現在のドーピング防止活動

第1項 禁止項目について

世界アンチ・ドーピング規程におけるドーピングの定義²⁴は、以下の状態又は行為を指す。

- ①競技者の生体からの検体に、禁止物質、あるいはその代謝物又はマーカが存在すること
- ②禁止物質・禁止方法を使用すること、又は使用を企てること
- ③関連のアンチ・ドーピング規則で定められた形で通知を受けた後に、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を拒否すること、又はその他の手段で検体採取を回避すること
- ④競技者が競技外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること（所定の居場所情報を提出しないこと、合理的な規則に基づいて伝達された検査にあらわらないことなど）
- ⑤ドーピング・コントロールの一部を改ざんする、または改ざんを企てること
- ⑥禁止物質及び禁止方法を所持すること
- ⑦禁止物質・禁止方法の不法取引を実行すること
- ⑧競技者に対して禁止物質又は禁止方法を投与・使用すること、又は投与・使用を企てること、アンチ・ドーピング規則違反を伴う形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、又はこれらを企てる行為があること

の8点である。この規程では、禁止リストの物質を決定する判断基準は、「当該物質が隠蔽剤であること」、又は、次の3要件のうち2要件を満たすものと定めている。その場合の3要件とは、「(1) 競技能力を強化している（強化し得る）こと、(2) 健康上の危険性を及ぼしている（及ぼし得る）こと、(3) スポーツ精神に反していること」、²⁵である。

禁止項目²⁶としては、大別して「常に禁止される物質と方法（競技会検査及び競技外検査）」、「競技会検査で禁止される物質と方法」、「特定競技において禁止される物質」、「特定物質」に分かれる。「常に禁止される物質と方法（競技会検査及び競技外検査）」は「禁止物質（蛋白同化薬など）」、「禁止方法（血液ドーピング、尿のすり替え、遺伝子ドーピングなど）」に分かれている。「競技会検査で禁止される物質と方法」では、興奮剤、麻薬などが禁止物質となっている。「特定競技において禁止される物質」では、アルコール、 β -遮断剤が禁止物質である。「特定物質」²⁷とは、「医薬品として広く市販さ

れ、従って不注意でドーピング規則違反を起こしやすい薬物、あるいはドーピング物質としては比較的乱用されることが少ない薬物」を指す。そのため、「そのような物質を含むドーピング違反では、『この種の特定物質の使用が競技能力向上を目的としたものでないことを競技者が証明できる』場合には制裁処置は軽減されることがある。」と規程に記されている。

また、この規程では従来とは異なり、監視プログラムが設けられている。カフェインなどがここに属する。この項目に属する物質は使用をしてもドーピングとはならない。規程では、この項目の設置の目的を、「禁止リストに掲載されていない物質のうち、競技における薬物乱用パターンを把握したほうが得策であるとWADAが判断したものがある場合、WADAは、他の署名当事者及び各国政府と協議して当該物質に関する監視プログラムを策定するものとする。」²⁸と説明している。検討の結果、あまりに乱用が目立つようであれば、次回から禁止物質となる可能性がある。

また、禁止方法に属する「遺伝子ドーピング」についてであるが、これは2004年のアテネ・オリンピックにて初めて禁止された方法である。しかし、実際には現在のところ実例はなく、その検出方法も確立されてはいない。まだ可能性の段階にある遺伝子ドーピングが早々に禁止項目に加えられた背景として、河野は「遺伝子ドーピングはその効果と副作用の両方がまだまだ不明ですから、手を出す選手がすぐにあらわれるとは思えません。しかし、現在の科学の進歩をみると、遺伝子ドーピングは理論上可能であるとみなさざるをえません。数年前からWADAではこの問題に対して大きな危機感をもっており、今回先手を打って遺伝子ドーピングの禁止を規定にもりこんだのです。」²⁹と語っている。また、現在のドーピングの主演となっているエリスロポエチン（以下「EPO」とする）が遺伝子ドーピングに利用される可能性もあるという。

この遺伝子ドーピングの例をみると、現代の最先端の科学がそのまま新たなドーピング手法の開発と確実に繋がっていることがよく分かる。ドーピングの禁止項目が毎年改訂されなければいけないのも、こうした状況のためであると言える。

第2項 違反者の事例

WADAの統計によると、1999年のWADA設立以後もドーピング検査の陽性率が減少しているわけではない。³⁰ その要因としては、年々増やされている検体数³¹ も考えられる。前述したように、WADA設立後、ドーピング防止活動はますます厳格化してきている。そのため、世界的に有名なアスリートが相次いで違反者となる例も少なくない。オリンピック大会をはじめとして、プロ選手、アマチュア選手も合わせれば、ドーピング規程違反者は毎日のように出ている。³² 近年の違反者の事例として特徴的なものを以下に記す。³³

・ザツ・ルンド選手の例

スケルトン競技の選手のザツ・ルンド（アメリカ）は、2006年の1月に、使用している発毛剤に禁止薬物が含まれているという理由でドーピングの疑いを持たれ、国際ボブスレー・トボガニング連盟（FIBT）から暫定的な出場停止処分を受けた。ルンド選手はこの処分の報道に対し、弁護士を通して、「他の選手に対し、不公正に優位に立つような物質を摂取したことはない」と反論をした。また、ドーピング検査の際には、自身の使用している発毛剤の申請を必ずしていたという。その後、FIBTはルンドに対する暫定的出場停止処分を解除したが、その年に行われるトリノ・オリンピックへの出場はWADAの判断に委ねられることとなった。そして、同年2月、スポーツ仲裁裁判所（CAS）は、ルンドに対して、1年間の出場停止処分を科すと発表し、事実上、トリノ・オリンピックには出場できない形となった。

ルンド選手は、一年間の出場停止期間を終え2007年から現役復帰し、ワールドカップでも上位の成績を上げている。

このケースは、ドーピングが不正に競技力を向上させるものだと捉えたとき、禁止薬物が発見されたからといって、ドーピングと判断してよいのかを考える際の良い例となるのではないだろうか。ルンド選手自身は発毛剤の使用を検査時に申請しており、使用していた発毛剤は選手が7年間使い続けていたものである。それに含まれている物質が近年から禁止薬物となったためにドーピングと判断されたのである。確かに、発見された薬物は筋肉増強剤使用の痕跡を消す作用のあるフィナステリドという物質であるが、それが本当に筋肉増強剤使用隠蔽のために使用されたのかどうかは、十分に議論をする必要性があると思われる。

・ティム・モンゴメリ選手の例

陸上男子 100m 前世界記録保持者のティム・モンゴメリ選手（アメリカ）は、ドーピングを行ったとして、CASから 2005 年 6 月から 2 年間の資格停止処分を言い渡された。モンゴメリ選手はドーピング検査で陽性反応を示したことはなかったが、アメリカの補助食品会社 BALCO（バルコ）社から薬物の提供を受けていたと、陸上短距離選手のケリー・ホワイト選手（アメリカ）が証言をしたために、ドーピングと判断された。これは、ドーピング検査で尿や血液から禁止物質が検出されていない選手をドーピングとして処罰するという異例の裁定であった。このときから、CASは選手が陽性反応を示していない場合でも、違反があったと判断するに足る証拠や第三者の証言により、罰則規定を適用できるとの新しい見解を示している。

BALCO 社は、その当時検出不可能であった筋肉増強剤テトラヒドロゲストリノン（THG）を自社の技術で作り出し、契約を結んだ選手に提供していた。また、この他にもヒト成長ホルモンを含む多くの違反物質を扱っていたとされている。CASが入手したモンゴメリ選手の違反を裏付ける材料のほとんどは、BALCO 社に関する事件でアメリカ捜査当局が押収したものだったと言われている。青少年の薬物乱用が社会問題となっているアメリカにおいて、BALCO 社の存在は大きく問題視されている。この BALCO 社に関しては他の選手との間でも訴訟問題が起こるなどしている。現に、同社の創始者ビクター・コンテ氏は、スポーツ各界の選手に薬物を提供した罪で禁固刑 4 ヶ月などの判決を受けている。

この例は、競技能力を向上させる薬物が多く市場に出回っており、実際にドーピング検査に引っかからない薬物の開発が秘密裏に行われている現実を表している。そして、その市場はドーピングをする選手やその周囲の関係者が顧客となることによって成り立っているといえるであろう。

・ジャスティン・ガトリン選手の例

ジャスティン・ガトリン選手（アメリカ）は陸上男子 100m の前世界記録保持者である。ガトリン選手は、アテネ・オリンピックにて金メダルを獲得したが、ドーピング検査にて陽性反応を示したことが 2006 年 7 月に明らかになった。選手自身は、ドーピング発覚当初、「禁止薬物を使用した覚えはなく、この結果を説明することは出来ない」と潔白を主張していた。しかし、後日、予備検体にあたる B サンプルの検査でも陽性反応が出た。ガ

トリン選手は、**2001** 年にもドーピング検査にて興奮剤のアンフェタミンの使用が発覚し、**2** 年間の資格停止処分となっているため、この違反により、永久資格停止となるはずであった。しかし、アメリカアンチ・ドーピング機関（**USADA**）がドーピングの調査に協力するならば、**8** 年間の資格停止に軽減するという申し出をし、選手がそれを受け入れる形となった。このガトリン選手のドーピングに関しては、同選手を指導していたトレバー・グラハム氏が深く関わっていると言われている。グラハム氏は、前述したティム・モンゴメリ選手や同時期ドーピング疑惑のあったマリオン・ジョーンズ選手（現在は自身のドーピングを認めている）らの有名選手を指導していた経歴がある。つまり、グラハム氏が指導した有名選手の多くがドーピング疑惑を持たれる状況があるのである。

この例は、現在のドーピングが指導者を含めた選手の周囲の人物により組織的に行われていることを伺わせる。また、前述した **BALCO** 社のような企業とスポーツ関係者の癒着も大いに考えられる。

・トリノ・オリンピックにおけるオーストリア選手の例

2006 年のトリノ・オリンピックは、ドーピング防止活動が新たな局面を迎えることとなったオリンピックである。というのも、トリノ・オリンピックの開催国イタリアにおいては、ドーピングに刑事罰が科されているため、国外の選手であっても、同オリンピックにてドーピング検査で違反があった選手には刑事罰が科される可能性のある大会であったからである。当初、**IOC** はイタリア政府に対して、この刑事罰適用に代わる妥協案を提示していたが、最終的には、両者は「①国内法は刑罰も含めて尊重する、②違反となる薬物の禁止リストや検査、競技の資格停止などは**WADA**の規定に従う、③**IOC** と**WADA** などで作る検査の作業部会に、イタリアのアンチ・ドーピング委員会代表者も入れる」という三点で合意した。但し、オリンピック期間中、選手村にイタリア警察が立ち入り捜査をすることはないという取り決めもなされた。

実際に、大会期間中、オーストリアの選手 **10** 名に対して、抜き打ち検査を行った際は、イタリア警察も同行で選手宿舎の捜索が行われた。**WADA** には家宅捜索の権限はないため、イタリア警察に協力を要請したのである。宿舎からは使用済みの輸血器具など、オーストリア選手のドーピングを疑わせるものが発見された。選手 **10** 名の尿サンプルの検査結果は全て陰性であったが、宿舎からの押収された薬物、輸血器具等のことを考慮し、**IOC** は追跡調査を行った。**IOC** のロゲ会長はこのとき、「ドーピングとはあらゆる手段で戦う必

要がある。選手が違反を認めるのでも、電子メールの記録などの状況証拠でも良い。禁止薬物やドーピング器具の所持でも証拠になる。さまざまな方法で処罰できる」との見解を示している。その後、調査や審議を重ね、最終的には、IOCはオーストリア選手6名に対して、永久追放の処分を決定した。これは、選手の検体から禁止薬物が発見されることはなかったが、イタリア警察が提示した証拠などが処罰の根拠に充分なり得るとのIOCの判断によるものである。

この例は、ドーピングがスポーツ界のみならず、社会的に処罰されるべきものになった状況を示している。前述したように、1999年のWADA設立、2005年に第33回ユネスコ総会における「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」採択などの国際的な動きを見ても分かるように、ドーピング防止活動は各国のスポーツ関係者のみならず、各国の政府関係者を含めた大規模な取り組みとなっている。

第3節 ドーピング防止活動の問題点

第1項 世界アンチ・ドーピング規程に関わる問題点

現在の規程の概要や違反者の事例をみたところで、次にドーピング防止活動の問題点について述べたい。本項では、世界アンチ・ドーピング規程の内容に関わる問題をみることにする。また、本項では特にドーピング防止活動における問題点を挙げる際に、選手が競技をする上で不利となるようなものを中心にみていくことにする。

第一に、制裁措置に関してだが、現在のWADA規程では、ドーピング規則違反をした場合の制裁措置に関して、「第9条 個人結果の自動的失効」、「第10条 個人に対する制裁措置」、「第11条 チームに対する処置」、「第12条 スポーツ団体に対する制裁措置」の部分で規定している。

「第10条 個人に対する制裁措置」では、ドーピング規程違反があった場合は、その競技大会における「結果の失効」、「資格剥奪」の処分が下されるとある。しかし、ドーピングについては、「制裁措置を課す際に聴聞機関が個別具体的案件に個別具体的な事実関係や状況を考慮しなければならない」という原則があり、この原則は「スポーツにおけるドーピングに関する世界会議」においても受け入れられている。³⁴つまり、結果として違反があった場合でも、「自己に過失または重い過失がなかった旨を競技者が立証できる場合に資格剥奪期間の免除または軽減が認められる可能性」³⁵があるのだ。とはいえ、選手自身は、自分が口にする飲食物、コーチやチームドクターなど周囲の関係者の行動などに責任があり、例えば、禁止薬物が含まれているとは知らずにドリンク剤を摂取したような場合は、原則として、無過失を根拠として制裁措置が全面的に免除されることはない。これは前述した発毛剤の使用によりドーピング規程違反となり資格停止処分を受けたルンド選手の例にあらわれていることである。また、コーチやチームドクターが選手に知らせずに禁止薬物の投与を行ったというような場合も同様である。つまり、選手は自己の無過失を立証するためには、ドーピング規則違反とならないように相当の注意を払ったことをアンチ・ドーピング機関側に示さなければいけない。このことから、現在の規程は、周囲の関係者よりも選手自身の自己責任を重んじているといえる。この規程における自己責任の重視をみた場合に問題となるのは、未成年者に対するドーピング検査において陽性反応が発見された場合である。近藤、畑も、「違反行為に対する制裁に関して、成人と未成年者の罰則が同じでよいかは問題である。」³⁶と述べている。近藤らは、「未成年者の場合、自己決定権や自己責任論が適用されにくく、ましてや未成年の場合、無過失責任が問われ

た場合の挙証責任を果たすことはほとんど不可能に近い。」と述べた上で、「ある一定の年齢を決めて、未成年選手には別の罰則規程（短い処分期間）を適用することが望ましいと考えられる」³⁷としている。また、未成年選手は成人の選手に比べて、指導者からの影響を受ける可能性が大きく、指導者にドーピングを教唆された場合は拒否することが難しく、自己責任を重んじる現在の規程は未成年の選手には適用しない部分があると考えられる。

プロ・スポーツやオリンピックの大会においても若年選手が活躍している状況において、自己責任を重視するドーピング規程が成人選手と同様に未成年選手にも適用されていることは、現在の規程には現状に適していない部分があることを示している。そのため、注意不足による「うっかりドーピング」や指導者の強制によるドーピングで資格停止を受けた場合に、未成年選手が不利益を被る可能性がある。

ドーピング防止活動の拡大に伴い、国際大会などにおける検査の検体数も年々増加しており、選手一人ひとりに対して個別に対応することは非常に困難になると考えられ、成人選手と未成年選手を区別して対応にすることは不可能かもしれない。とはいえ、未成年者など、指導者の影響を受けやすく、判断能力が乏しいと予想されるような選手に対する措置も無視すべきではないと考える。

第二に、ドーピングの定義に関わる問題点について述べたい。ドーピングの定義は、血液ドーピングや遺伝子ドーピングなど新たな手法の可能性が出てくる度に拡大されている。WADAの禁止リストも、年に一度改訂されており、監視プログラムを含め、最新のドーピング手法に対応する形となっている。ベッテ、シマンクらは、ドーピングの定義拡大の経緯に関して、「もともとはドーピングを本質的に定義しようとする努力が優勢であったのだが、次第に列挙的な定義を試みるように移行していった」と述べ、「そのことによって、一方では形式主義的で偶然的な性格が浮かび上がってくるとともに、他方では皮肉なことにその技術主義ゆえにかえってドーピングを刺激し、本来のねらいとは全く逆の作用を及ぼす結果になった」³⁸としている。すなわち、ドーピングを厳格に規制すること自体が、ドーピングを助長する状況を生み出しているとも考えられるのである。

また、科学トレーニングの発展とドーピング防止活動が相容れない場合もある。例えば、「低酸素室トレーニング」はドーピングとなるかといった問題が近年、議論されている。

³⁹ この流れからすると、新たな科学トレーニング方法を実践するための施設を国の税金をかけて建設したにも関わらず、それがドーピングと定義されたために、その費用が無駄と

なるような事態も考えられる。

また、世界アンチ・ドーピング規程の策定により、以前は各スポーツ種目ごとにドーピングの定義が異なっていたのが、全種目で同一の定義を用いることとなったが、そのために種目によっては競技力向上に関係しない薬物や方法も禁止されることとなった。近藤はこの状況をみて、選手が「従来であれば自分の競技種目に効力のある薬物や方法のみに配慮していればよかったが、これからは、毎年改訂されるWADAによる禁止薬物リストや方法に神経をとがらせ、特に無知や不注意による無過失責任に伴う処罰におびえることとなる。」⁴⁰ ことを示唆している。つまり、世界的に全種目で統一的なドーピング防止活動を実現するために策定された規程が新たな問題を生んでいる状況がある。

第2項 ドーピング防止活動の選手の健康への影響と選手参加について

前項では規程の内容に関わる問題点をみたが、本項では、ドーピング防止活動に関わる問題点を考える。

まず、ドーピング防止活動の強化が、選手の健康に悪影響を与える場合をみていくこととする。現在のドーピング防止活動においては、選手が、競技力向上目的ではなく、自身の怪我の治療や疾病の治療のために服用した薬物がドーピング検査に引っかかり、処罰される「うっかりドーピング」のケースがある。前述したように、規程は選手個人の自己責任に重きを置いているため、自分の口に入るものに対しては、神経質なほど気を遣いながら生活することが義務付けられているとも考えられるが、選手は自分の健康状況により、好きなときに使い慣れた薬を服用することができないという状況下にある。

この状況はスポーツの世界のみに限定して見られる状況である。例えば、仕事で疲労気味のサラリーマンが常用している栄養ドリンクを飲んで、仕事を続けることを不正行為だとする人は誰もいない。また、風邪気味のプロの音楽家がコンサートを乗り切るための風邪薬を服用して、ステージに立つことを咎める人もいないだろう。しかし、スポーツの世界では、このような行為が許されない場合がある。確かに、禁止リストには、医薬品として広く市販され、競技力向上のために乱用されることが少なく、不注意でドーピング規則違反を起こしやすいものを「特定物質」とし、この「特定物質」が選手の体内から検出されても、競技力向上を目的とした使用でないことを選手が証明できれば、制裁措置が軽減されるという措置を設けている。とはいえ、現在のドーピング防止活動が、薬物使用に関

して、選手特有の制約を課している面はあると考えられる。

しかし、この制約も、健康上の理由を隠れ蓑にして、ドーピング行為を行う選手がいるような現状に対応するためには必要なものである場合もあり、ドーピング撲滅のために選手が少なからず犠牲になっているともいえる。

次に、ドーピング防止活動への選手の参加についての問題点がある。WADAの組織の中には「**Athlete Committee**」（選手委員会）という部門があり、ドーピング防止活動における選手の相互関係とそのフィードバックをWADAの最優先事項の一つとして捉えている。⁴¹ とはいえ、その委員の構成は世界トップレベルの選手で構成されており、下位の選手の直接的な意見がドーピング防止活動に反映されているとはいえない状態である。確かに、ドーピング行為の有無が勝敗に関わるような国際試合で競技するのは世界トップレベルの選手ではあるが、様々な競技レベルにおけるドーピング防止を考慮するのならば、より広い層の選手の活動参加を進めていく必要があると考える。

第4節 本章のまとめ

本章では、WADA設立を節目として、WADA設立以前のドーピング防止活動とWADA設立後のドーピング防止活動と分けて概観した。WADA設立以前は、禁止項目も新たなドーピング方法が発覚するとそれに対応するかたちで禁止項目に含めるというように、ドーピングを規制する側が後手にまわっていた感がある。しかし、ドーピング防止活動に競技間や国家間で統一性をもたせるなどの求めから、1999年にWADAが設立されてからは、統一規程である「世界アンチ・ドーピング規程」の策定や、ドーピング検査のための全世界的なプログラムの調整など、国際的で組織的な活動が計画され、実行されるようになった。また、オリンピックでのドーピング防止活動では、開催地の政府の協力を得てドーピング規程違反者を捜索するなど活動の規模は拡大している。そして、2005年のユネスコ総会において「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」が採択されてからは、国際的により法的な拘束力を持った活動として、ドーピング防止活動に政府が参加する体制がさらに強められた。

現在の具体的なドーピング防止活動については、禁止項目と最近の違反者の事例を示した。禁止項目に関しては、「遺伝子ドーピング」などの新たなドーピング手法の出現の可能性もあり、今後、その項目の増加や監視プログラムの整備が行われることが予想される。違反者の事例に関しては、本当に競技力向上のために禁止薬物を使用したのかを議論する必要がある事例や、ドーピングのための薬物が市場に出回っていることを示唆する事例、ドーピングが選手の周囲の関係者を含め組織的に行われていることを示す事例、ドーピング防止活動に警察が協力した例などをみていくことで、現状を示した。

ドーピング防止活動の問題点については、現在の選手の自己責任を重視する規程が未成年者などに適していない部分があるという問題点や、ドーピング定義に関わる問題点、選手の健康に関わる問題点、ドーピング防止活動への選手参加に関する問題点などを指摘した。これらは選手が競技をする上で不利となるような問題点である。

このように、ドーピング防止活動を概観すると、その活動が拡大し、厳格になればなるほど、新たな問題が出てきている現状が分かる。

第2章では、選手を、人権を擁護されるべき個人とみた場合と社会的に影響力のある「公人」とみた場合のドーピング防止活動との関係を検討していくこととする。

第2章 ドーピング防止活動における選手の自由と

スポーツの一般大衆に対する影響力について

第1節 ドーピング防止活動と選手の人権

第1項 ドーピング防止活動による選手の人権侵害

現在のドーピング検査は、尿検体によるものが主である。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の検体採取手順書⁴²によると、尿検体の採取の際、選手は「ア）シャツの裾を胸まで持ち上げる、イ）長袖の場合は、袖を肘上までまくり上げる、ウ）腰から下にある服（ズボン、下着等）を膝下まで下ろす」という行動を義務付けられている。検査員には「ア）競技者の体内から尿検体が直接出ていることを目視にて確認する、イ）ア）のために採尿エリア内で競技者に対し、姿勢を変えるように指示をする」権限が与えられている。手順書には、未成年者、障害者への配慮がみられる部分もあるが、検査では、厳格に不正行為を防止するための方法が徹底して行われている。

また、WADA、IOCは、競技外検査（いわゆる「抜き打ち検査」）を行うために、大会期間外の選手に「居場所情報提供」を義務付けている。これはドーピング検査対象者リストに登録された競技者が、四半期ごとに居場所情報をADAMS（Anti-doping Administration and Management System：「アンチ・ドーピング管理システム」）⁴³というドーピング防止活動に関わる情報をWEB上で総合的に管理するシステムを通して、検査機関に提供するというものである。この情報提供を連続して行わなかった場合、選手はドーピング規程違反を犯したものとされる。

このようなドーピング防止活動に関連した措置は、検査を厳密に行うためには必要なものとも考えられるが、選手の立場からすれば、プライバシーや人権の侵害ともとれるものである。友添が「ドーピング禁止論に対し、アスリートのプライバシー保護や人権擁護の観点からの反論もある。検査官の立会いのもとでの尿の採取はプライバシーの侵害にあたる可能性もあろう。抜き打ち検査（競技外検査）や強制的な検査の義務づけは、明白な違反行為の証明がなければ、当局は立ち入れないとする近代法に背反している可能性も考えられるとの疑義もだされている。」⁴⁴と述べているように、現在のドーピング検査や防止活動が選手の人権を侵害しているともいえる現状である。

また、障害者スポーツに目を向けると、パラリンピックでのドーピング規程は健常者の

大会であるオリンピックでの規程（世界アンチ・ドーピング規程）をそのまま準用している状態であり、そのことが日常的に薬物を服用している障害を持つ選手に対して不利に働いており、規程が障害者スポーツに適合していないと考えられる部分がある。その点において、障害者スポーツの世界では、ドーピング規程が障害を持つ人のスポーツに参加する権利を阻害しているとも考えられる。

そこで、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」と略称する）の「ドラッグテスト・プログラム」（以下、「プログラム」と略称する）に関わる法的問題、判例やその他の国々のドーピング検査や障害者スポーツにおけるドーピング防止活動を例に挙げて、現在のドーピング防止活動と選手の人権との問題を検討していく。

まず、アメリカの例についてだが、井上は、「年間二万件を超えるドラッグテストを数えるアメリカでは、とくに、基本的人権に関わる問題として、そのテスト自体のあり方を厳しく問われる点があり、重要である。」⁴⁵と述べている。井上は「プロスポーツにおいては、活動自体の商品価値を高めるために、たとえば選手と球団の契約の中にプログラムを受けるとの同意を含んでいても、さほど問題は生じないと考えられる。」とした上で、大学スポーツなどのアマチュアスポーツを中心として検討を行っている。⁴⁶アメリカでは若年層のドラッグ乱用が先進諸国の中でも大きく社会問題化しており、その意味からも、スポーツにおけるドーピングは看過することの出来ないものとして捉えられているようだ。プログラムに関する訴訟の争点としては、プライバシーの配慮や尿検査などがアメリカで憲法上守られる権利である不合理な搜索及び押収（憲法第四修正）に当たらないかなどが挙げられている。

例えば、1988年の「シャイル訴訟」⁴⁷は、高校生競技者に対するプログラムの合法性を争った初めての裁判であるという。プログラムは学校対抗スポーツの競技者だけを対象に行われたものであった。この訴訟は、学区が実行しようとしたプログラムに対して、不合理な搜索および押収および、正当な法の手続きによらなければ、生命、自由、財産を奪われないというデュー・プロセスの権利に反するとして、差し止めを求めたものであった。この求めに対して裁判所側は、プログラムを支持する立場を取った。その判断の根拠は、このプログラムが「参加者の健康と安全を第一の目的として作られた」と方針書で述べられていること、テスト・プログラムが書面である事実、デュー・プロセスの権利が保護されている事実、学生競技選手は陽性となった場合に説明する機会が与えられている事実、尿のサンプル採取は監視されなかった事実、そして、いかなる学究的な罰も与えられなかつ

た事実について言及し、双方の利益を比較衡量したところ、学区の利益の方が重要である」⁴⁸ というものであったとしている。井上はこの訴訟に対して、「高校生競技者へのプログラムをめぐるものとして初めてのケースとして、大変意義があった」⁴⁹ と論じている。

この他、井上はプログラムが違法であると判断された例をいくつか挙げているが、その違法性の根拠としては、プログラムの目的の曖昧さや検査手続きのずさんさ、プログラムへの同意が自発的ではなかった点などがあるようだ。

さらに、プログラムに関する訴訟では、それぞれの学校の状況も考慮に入れられる場合があるようだ。先に述べた「シャイル訴訟」では、学校側は、そのプログラムの正当性の根拠の一つとして、学生競技者は「薬物及びアルコールの使用を避けることを含めた、振る舞い、スポーツマンシップ並びにトレーニングの良き手本」となることが期待されていることを示したという。⁵⁰ そのため、プログラムを行う合理性が認められたようだ。これは、プロ・スポーツやトップ・アスリートに対するドーピング検査に対しても当てはまることだと考えられる。学校内におけるスポーツ選手以外の生徒を、トップスポーツにおける一般の観衆に置き換えれば、トップレベルの選手は、薬物乱用を避ける振る舞いなどの「良き手本」となりえる可能性はあるのではないだろうか。この薬物乱用とドーピングの関係については、第3章で述べることとする。

アメリカの裁判の例では、及川が「アメリカではドーピング検査が、憲法上の人権と関連させて問題となっている」⁵¹ と述べているように、検査にて尿検体採取時に監視がつかないことや、プログラムに対しては選手の自発的な同意を必要とすること、検体に陽性反応が出た際にも選手本人が説明する権利が与えられることなどの選手の人権擁護を考慮した措置を評価する判断が多いようである。確かに、ドーピングに関して高度な技術を用いる選手が多く、その規程違反者数も多いトップスポーツにおいては、ドーピングを撲滅するために、人権擁護を考慮に入れるよりも、厳しい検査や制裁を科すことがやむを得ない場合も多く、現在の防止活動自体もその方向性で展開している流れがある。とはいえ、本当にドーピングを撲滅するためには、WADA やIOCだけでなく、選手を含めた活動が必要であり、その協力体制を築く上でも、選手の人権擁護は軽んじてはならないものであると考える。

この他、及川によると、イギリスでは1980年後半頃からドーピングの陽性反応結果等を巡って訴訟が増加するなど、「英米においては、ドーピング検査による出場停止の問題が法廷で争われることが多くなっている」⁵² という。

今後、スポーツにおける法的機関が発達するにつれて、ドーピングに関する訴訟も国際的に増加するであろうが、その中で、防止活動における検査方法や陽性反応が出たあとの選手の聴聞の機会充足等、人権擁護を踏まえた措置を検討していく必要があると考える。

次に、障害者スポーツにおけるドーピング規程についてだが、前述したように、障害を持つ選手は薬物服用に関して健常者の選手とは異なる事情を抱えている。障害を持つ選手はその障害と生涯付き合っていくために日常的に薬物を服用している。出原はアテネ・パラリンピックで日本人最多の**8**個のメダルを獲得した成田真由美選手について、交通事故で頸椎損傷をし、左手麻痺があり体温調節も出来ない同選手が服用する薬物はドーピングの禁止薬物に指定されており、競技を続けるには最適処方捨て、次善の策をとらざるを得ない状況にあることを、障害者スポーツのドーピング防止活動における「日常の治療薬と禁止薬物との『すりあわせ』」の問題の一例であると指摘している。⁵³ ドーピング規程違反となることを防ぐために、障害のために普段服用している強力な痛み止めを使用せず、激痛に耐えながらプレーする選手も少なくないという。⁵⁴

確かに、国際パラリンピック委員会（IPC）が WADA と協定を締結し、障害者の大会であるパラリンピックでWADAの統一規程を適用しなければならなかった背景には、競技レベルが高度化し、オリンピック同様に、選手とドーピングを規制する団体との「いちごっこ」のような状況がある。⁵⁵ とはいえ、そのことにより、障害を持つ選手がベスト・コンディションでプレーする権利や、さらにはスポーツに参加する権利を阻害してしまうという問題が起きている。

健常者のスポーツに比べ、ドーピングが行われるようになってからの日が浅い⁵⁶ 障害者スポーツではあるが、上記のような問題もあるため、健常者の基準でドーピング防止活動を行うことに関しては、十分な検討が必要であると考えられる。

このように、ドーピング防止活動において、選手の人権問題や、ドーピング規制の正当性を問う訴訟が行われていることをみても、ドーピング防止活動が選手の人権を侵害してしまう可能性を持っていることを示していることがわかる。

第2項 選手の行為選択の自由の可能性

前項では、選手の人権擁護について、判例を挙げてみてきたが、本項では選手が持つ「ドーピングをする自由」の可能性について検討していきたい。この第2章第1節ではドーピング問題において、選手の視点に立った見方をしていくが、その視点に立ったとき、前述の人権擁護とこれから論じる行為選択の自由は欠かすことの出来ないものであると考えたため、同じ節にこの二つを含めた次第である。また、筆者はここで選手の「ドーピングをする自由」について論じるからといって、ドーピングを容認したいわけではないということを述べておきたい。本研究では、ドーピング防止活動に関して、その問題点を明らかにした上で、活動が持つ社会的意義やスポーツにおける意義を明らかにすることを目的としているが、それらを明らかにしていくためには、現在の規程や防止活動における「ドーピングは悪である」と一方的に決め付ける態度を立ち止まって見つめなおし、改める必要があると考えている。そのためには、選手の視点に立ち、その自由意志を踏まえた「ドーピングをする自由」についても論じる必要があると思われる。

選手がドーピングをする自由も考えられるのではないか、という考え方は主にスポーツ倫理学者の間でなされているものであるという。⁵⁷それは、現在のIOC、WADAなどのスポーツ団体のドーピングの禁止理由への疑義から始まっている。現在スポーツ団体が掲げているドーピング禁止理由は大きく分けて4つである。それはドーピングが①選手の健康を害するという医学的理由、②アンフェアな不正行為であるという道徳的理由、③社会悪である、④スポーツ固有の価値を損ねる、⁵⁸ というものである。本項では、①の医学的理由に関する疑義について見ていくこととする。①の医学的理由に関して、ドーピングによる健康上の害は、使われる薬物の量が適正な量を大幅に超えており、それによる深刻な副作用の例が過去に旧東ドイツの選手などにみられた⁵⁹ため、ドーピングにより健康が害されるという事実はあると考えられる。しかし、これに対して、友添、近藤らは、医学上、健康上の理由でドーピングを禁止するのならば、「喫煙や危険なトレーニング方法、激しい身体接触を伴う（コンタクト）スポーツ、アドベンチャースポーツも同様と考えられ、それらも同じように禁止すべき」となると述べている。⁶⁰さらに、近藤によると、ドーピング禁止規程の存在自体が選手の健康を害する結果を導く可能性もあるという。⁶¹現在のドーピングを規制する団体と選手の「いたちごっこ」の状態が続けば、選手は禁止規程に抵触しないような、より身体への危険度の高い方法を用いてドーピングをするようになってしまうこともあるという。ベッテ、シマンクも、現在の禁止規程について、「厳密な禁

止によってドーピングをしようとする選手の行為を封じる努力は、まだ禁止されていない新しいドーピングの可能性を挑戦的に探し出す道を開くことになっている。」⁶²と指摘している。つまり、健康害を理由にドーピングを禁止している規制自体に、選手の健康を悪化させる可能性が含まれているともいえる。

また、①の理由に基づいたドーピングの禁止が、選択の自由を侵す不当な「パターナリズム（父権的保護主義）」に当たるとする主張もある。パターナリズムとは、「ある者（個人、団体、あるいは国家など）が、他者自身のためになるという理由から、その他者に対してなす干渉行為、あるいは、そのような行為の思想的な立場ないし考え方」⁶³をさす。パターナリズムにおいては、「行為者自身にとっての善と思われるもののために、行為者の自由に干渉することが正当化される」⁶⁴という。この考えは主として、J.S. ミル（以下「ミル」とする）の著書『自由論』などで論じられている「功利主義的自由主義」（以下「自由主義」とする）に依拠したものである。ミルの自由主義は、加藤によれば、「①判断能力のある大人なら、②自分の生命、身体、財産などあらゆる〈自分のもの〉に関して、③他人に危害を及ぼさない限り、④たとえその決定が当人にとって不利益なことでも、⑤自己決定の権限をもつ」⁶⁵とされている。ミルの自由主義では、前述の「③他人に危害を及ぼさない限り」という条件（「他者危害原理」）が自由を行使する上での前提とされている。この前提を守った上で、個人の自律性を尊重した考えに立つと、ドーピングを規制し、取り締まることは、勝利を得るためにドーピングをするという選手の自由な意志に基づいた選択を上からの権力で不当に侵害することになるというのである。

前述したミルの『自由論』を論拠にし、健康害などを理由にしたドーピングの禁止が不当なパターナリズムに当たるとする友添、近藤らの論に影響を与えたと考えられる人物にサイモンがいる。以下では、サイモンの論を中心にみていくこととする。

個人の自由を保護主義（パターナリズム）により侵害することに関して、サイモンはボクシングの暴力性を例に挙げて説明している。⁶⁶サイモンはボクシングにおいて、多くの選手がリング上で死亡しており、死亡しなくても、様々な脳障害に陥り、いわゆる「パンチ・ドランカー」症状に苦しむ選手が多数存在することなどから、ボクシングの危険性を理由にボクシングの禁止を訴える人々を「保護主義者」とし、その論理の正当性に疑義を示しながら、禁止側のパターナリズムについて検討している。サイモンによると、ミルは行為者の自由を制限する保護主義が正当化されない根拠として2つのことを挙げているという。1つは、他人が行為者よりも行為者自身の利益を理解しているということは少なく、

保護主義者は自分の価値観や偏見、他人の安全への懸念に影響を受けやすいため、干渉の結果を適正に判断できるとは思われないうために「保護主義的干渉は非効率」⁶⁷であるという点である。もう1つは、行為者に対する「保護主義的干渉がたとえ危害よりも善を生み出すとしても、たえず自由に干渉することは、道徳的成長や知的成長を妨げ、結果的に独力で考えられなくなってしまう」⁶⁸という点である。サイモンは、これらのミルの論から、ミルは「快楽や満足が苦痛や欲求不満にまさるか、といった社会的効用に訴えるのではなく、自律という考えの価値に訴えている」⁶⁹としている。これをボクシングの例に当てはめてみると、ボクシング禁止論への反論としては、「(a) ボクシングの禁止が現実最大の効用を促すかはわからない。(b) たとえそうであってもその禁止によって、ボクシングに参加すべきか、またボクシングを支持すべきかという道徳的選択が、ボクサー、観客ともにできなくなる。最後に、(c) ボクシングの禁止はボクサーや観客自身が相応しいと思っている生き方に対して、彼らに権利を無視していると主張できる」⁷⁰とサイモンは述べている。

こうした自由主義の考えは、選手の健康を守るためにドーピングを禁止しようとする保護主義者と選手の関係に当てはめることができるものである。サイモンは、ドーピングにおけるこの保護主義の問題は、「保護主義者が考える善と個人の善とが一致しない点」⁷¹であるとしているが、ここでいう保護主義者が考える善とは、健康のためには薬物を用いた競技力向上はすべきではないことを指し、個人の善とは、たとえ自身の健康を害する可能性があったとしても、ドーピングにより競技力を向上させ、スポーツにおける勝利やそれに付随する名誉、経済的利益を得ることを指すと考えられる。

サイモンは上記のように、ミルの自由主義の原理を用いて、選手に判断能力があり、ドーピングによる副作用を十分に理解したうえで、他の選手に危害を及ぼさないのならば、選手がドーピングをする自由の可能性も考えられると述べている。

とはいえ、ここで注意しなければならないのは、友添、近藤が述べているように「ここでの議論は、薬物ドーピングを禁止せずに容認しろという議論ではなく、個々人が自ら考え、選択するか否かを決定する選択肢を削除している点に異議を唱えている点」⁷²である。前述したように、現在のドーピング防止活動は、規制を厳しくするために、個人のプライバシーや人権を考慮せずに行われている面がある。ここで、選手の行為選択の自由をドーピング撲滅のために完全に制限し、WADA やIOCなどのドーピング規制側による選手への干渉や規制を無条件に正当化してしまえば、取り締まる側と取り締まられる側という上

下の関係が築かれてしまい、両者に協力関係が築かれることは難しくなる。ドーピング防止活動において、その関係性は望ましくないものと思われる。

第2節 スポーツの一般大衆に対する影響力

第1項 一般大衆が抱くスポーツ選手へのイメージ

前節においては、人権を尊重され、行為選択の自由のある個人として選手を捉えた場合をみてきたが、本節では選手を社会的に影響力のある「公人」として捉えた場合をみていくこととする。つまり、「公人」としての選手とドーピング問題の関係を考察する。

まず、スポーツ選手が一般の人々にどのようなイメージを持たれているかについてみていきたい。等々力は、スポーツのイメージについて「スポーツに対しては、一般に“クリーン”“さわやか”そして“躍動感”や“感動”などといった良質のイメージ」があると述べた上で、その「良質なイメージ」が企業などがスポーツ選手やスポーツチームを宣伝媒体に利用する際の宣伝・広告効果を高めているとしている。⁷³

また、海老原はスポーツ選手を起用したポスターの例を挙げ、選手に付与されるイメージについて説明している。⁷⁴海老原は、内閣官房・総務庁による青少年健全育成ポスターに1998年長野オリンピックスキージャンプ競技金メダリストの原田雅彦選手が起用されたことについて、大会中安定したプレーを見せた船木選手でなく原田選手が起用されたのは、原田選手が同大会において、「ガンバル」物語を創作するような背景を持った選手であったことを理由に挙げている。原田選手は長野オリンピックの前のオリンピックである1994年のリレハンメル・オリンピックのスキージャンプ団体戦において、「大失敗ジャンプ」をした経験があり、長野オリンピックでの大ジャンプの成功は「筋書きのないドラマであったと同時に、失速ジャンプをバネに4年間のプレッシャーをはねのけ悲願の金メダルを手にする『ガンバル』物語の創作を容易に」⁷⁵するものだったという。このポスターの内容は「若者たちの未来は、この国の未来です。」というメッセージが込められたものであるが、そのメッセージの効果をより強いものとするために原田選手からの「ガンバレ」のメッセージを利用している。海老原はこのポスターの事例から、努力の称揚をあからさまに肯定できるというスポーツの特性を挙げ、その努力の肯定により、「『夢が実現され』『若者の未来』『国の未来』が獲得されるというメッセージ」⁷⁶が伝達される仕組みがあると指摘している。この事例は、スポーツの持つ「努力」というイメージを、青少年の健全育成のアピールに利用したものであると言える。

このほかにも、日本における「甲子園」について、清水は「『甲子園』は、高校生の野球に、朝日新聞社と全国高校野球連盟によって『純真で』『男らしく』『すべてを正しく、模範的な』『青少年』が『スポーツマンシップ』と『フェアプレイ』の『精神』で、『地

方の代表』として『澁刺たる妙技』を見せるものという神話を加味させ、NHK テレビと朝日新聞をはじめとするメディアによってそれを流布してきたものだ。」⁷⁷と述べている。そして、それをテレビや新聞を介して見たり読んだりすることで、一般大衆は高校野球のイメージを形成するのだという。また、清水によると、この「甲子園」を描いた漫画に関しても、その多くが「ひとつのことを最後まで一生懸命にやり通す」ことの大切さや、「努力と根性」、「全力投球」などの要素を持つ「汗と感動の物語」であることを指摘している。⁷⁸

このように、スポーツ選手は肯定的なイメージを付与されて伝えられる場合が多いが、そのイメージは、マス・メディアがスポーツを伝える際に、前述した原田選手の「ガンバル」物語や甲子園の「神話」などの物語的な要素を付け加えることにより強化されているようだ。そして、それが一般大衆抱く選手像の形成に少なからず影響を与えていると思われる。

また、選手自身も一般大衆に対して、ヒーローとしての役割を演じる場合もある。アメリカでは、有名なスポーツ選手にはスピーチトレーナーがついており、ヒーローに相応しい受け答えをトレーニングし、選手がヒーローたらしめているという。⁷⁹ 矢島は、1995年の元プロ・ボクサーの辰吉丈一郎選手の試合後のインタビューから、辰吉選手が自身のヒーローとしての役割を認知していることを読み取っている。⁸⁰ この試合に辰吉選手は勝利をしたものの、試合内容には満足していなかった。そのため、インタビューでも、アナウンサーが「勝ったのだからもう少し喜んでくださいよ」と発言したのに対し、辰吉選手は、「こんなに喜んだらファンに……客に申し訳ない。それに、こんなに喜ばないで欲しい。今度はいい作品をみせるから。」とふてくされた態度で答えたという。矢島はアナウンサーと辰吉選手のやり取りから、試合内容はどうあれ、勝利したヒーローを奉りたいアナウンサーと表現者として妥協を許さない辰吉選手とのその試合の捉え方の違いをみている。そして、そのような辰吉の態度から、「辰吉は、試合を与えられた単なる選手ではなく、試合を作品と位置づけ、そこで表現する自分、映像化された自分、見られている自分をすでに認知しているのである。」⁸¹ とし、自分にヒーローとしてファンを満足させるような「作品」をみせる役割があることを自覚している辰吉選手のスポーツ選手としての姿勢を読み取っている。

これらの例から分かるように、マス・メディアが創作する物語的な要素もあいまって、一般大衆はスポーツ選手に対して「健康」、「努力」などの肯定的なイメージを抱きやす

い状況にあるといえる。それに加えて、辰吉選手の例をみても分かるように、スポーツ選手自身が自身の役割を一般大衆のヒーローだと認知しており、試合という一つの「作品」を表現していく「表現者」であろうとする例もある。

第2項 マス・メディアが形成する選手のイメージとドーピングの関係

前項では、スポーツやスポーツ選手には、「健康」、「努力」、「スポーツマンシップ」「ヒーロー」などの肯定的なイメージが付与されやすいことを示した。この肯定的なイメージとドーピングとはどのような関係にあるのだろうか。直感的に考えれば、ドーピングには「アンフェア」や「薬物による副作用」、「悪である」などの否定的なイメージ⁸²があり、前述した肯定的なイメージとは相反するものである。本項では、一般大衆の抱く選手イメージの形成に大きく寄与しているメディアとスポーツ、一般大衆との関係をみた上で、その関係にドーピング問題がどのような影響を与えるのかについて考えたい。

スポーツ選手のイメージとドーピングとの関係に関して、ドーピングが一般大衆の持つ肯定的なイメージを否定的なイメージへと変容させ、一般大衆がスポーツを支持しなくなってしまうためにドーピングは禁止されているのではないかとする主張がある。近藤は、「結局のところの競技団体であっても、当該スポーツ関係者よりも、一般大衆によるサポートが最大の関心事なのである。一般大衆（サイレント・マジョリティ）のサポートが低下すれば、各競技組織の存在基盤が揺らぐのである。それはIOCの『オリンピック大会』でも同じである。サイレント・マジョリティが『スポーツ：薬物＝健康：病気』の図式を崩さない限り、完全な摘発は不可能であるにしても、ドーピング撲滅運動への挑戦は止められないのである。」としたうえで、ドーピング禁止の最大の理由が「ソーシャル・サポートの確保」と「組織の保身」、「当該スポーツ文化の保持」であることを指摘している。

83

この近藤の主張は、ドーピングがスポーツの世界に蔓延することにより、スポーツや選手に付与される良いイメージが悪いイメージへと変容し、スポーツは一般大衆からの支持を得られなくなり、文化として存続していくことが出来なくなる可能性を示唆したものである。そのスポーツに対する一般大衆の支持に影響を与えるものが新聞、テレビなどのマスメディアである。マス・メディアはスポーツが文化として存続していくために重要な存在である一般大衆の意識やイメージ形成に大きな影響を与えるものであり、一般大衆のスポ

ーツへの認識を決定する判断基準となるのがマス・メディアによるスポーツの伝えられ方であると思われる。というもの、スポーツは「マスメディアを通して支持者の裾野を拡大し、また、マスメディアもスポーツとともに発展を遂げてきた。」⁸⁴ 背景があり、現在ではスポーツとマス・メディアは強く結びついている⁸⁵ からである。

また、マス・メディアとスポーツとの関係に関して、ベッテ、シマンクは「スポーツ・イベントは、観衆に対して緊張感を与え、時には美的な質を示す。またおしゃべりの格好のネタを供給するし、集合的なアイデンティティの確認に役立つ。それにスポーツ・ヒーローの日常生活には好奇の目が注がれている。このようなことからスポーツ・イベントに関するマスメディアの報道には大きな関心が寄せられている。マスメディアの視聴者は何らかの動機によって出来事に関心をもつわけであるが、《報道価値》の基準は、彼らの動機によって前もってプログラム化されているのである。」と述べたうえで、「マスメディアと競技スポーツは視聴者の関心に媒介されて互いに親和的な選択をしている」ことを指摘している。⁸⁶ つまり、前述した「ソーシャル・サポートの確保」という点でスポーツとメディアは共生関係にあるといえる。この共生関係においても、一般大衆の多くが否定している対象としてのドーピングは、その撲滅に力を入れるべき根拠があるものとして捉えられていると考えられる。

第3項 「公人」としての選手とドーピング

本節では、選手の一般大衆に与える影響力について述べてきたわけであるが、その影響力の背景には、メディアとスポーツのつながりがあるということがわかった。一般大衆とスポーツとメディアという三者の関係は現在のスポーツを考えると、切っても切れないものとして成立している。そのような状況を、内田は現代におけるスポーツの大量報道を「メディアによる大量の記号化とその消費の現象」とし、ドーピングの問題を「スポーツに高度なテクノロジーや莫大な資本が投入」されているものとした上で、現代のスポーツを「たんに競技者の『身体』の次元であるのではなく、（中略）『観客=大衆』『メディア』『テクノロジー』『資本』によって構成される高度な社会性のレベルで行われるゲーム」と表現し、説明している。⁸⁷ そして、その一般大衆、スポーツ、メディアの関係性に変化を起こすものとして、ドーピング問題が存在しており、そのためにドーピング防止活動が積極的に行われているともいえることはすでに述べたとおりである。このように

考えると、スポーツのトップレベルの舞台で活躍する選手は、メディアを介して一般人以上の影響力を持つ存在として社会から認知されているといえる。つまり、選手は社会的に影響力のある「公人」であるといえる。

選手の社会における位置づけに関して、サイモンは、「現代社会では、選手は特殊な身分にあるだろう。子供や若者たちは選手をヒーローとして崇めることはよくある。特に、多くの恵まれない若者、とりわけ少数民族出身の若者に対して、競争的スポーツで成功すると貧困から抜け出せる手本に選手がなっている。選手は、他から影響をうけやすい多くの若者を含めて、大部分の人々から尊敬されているため、現実には、選手は見習うべきモデルと考えられている。」⁸⁸と述べている。

では、この多くの人々に見習うべきモデルと考えられる傾向にある「公人」としての選手は、通常「アンフェア」で非倫理的な行為と捉えられているドーピングを禁止されるべきなのだろうか。前述したように、選手を自律した一個人としてみた場合は、ミルの功利主義的自由主義の考えから、ドーピングをする自由も考えられる。「ドーピングはからだに悪いから」という理由により、ドーピングを禁止することは選手の自由な意志を不当に侵害するパターンリズムにあたるという論である。スポーツの勝利により得られる経済的利益や社会的名誉が現代のスポーツにおいては非常に莫大なものとなっている状況の中で、「からだを壊してでも勝ちたい」と考える選手がドーピングに手を出すことをパターンリズムの考えから禁じることは難しいと思われる。1990年代ごろの、「この薬を使うと金メダルは確実にとれる力がつく。しかし、五年後には死んでしまうが、それでも使うか」のアンケートに、オリンピック選手の半数近くが「死んでもいいから使いたい」と答えたというアメリカの報告⁸⁹の例からもわかるように、選手たちの勝利への欲求はすさまじい。

しかし、選手を社会的に影響力のある「公人」と捉えるのならば、その自由をそのまま適用することが出来ないといえるのではないだろうか。つまり、公人の自由は制限される可能性があるのではないだろうか。ミルは個人の自由が制限される条件として、「他者に危害を加える可能性がない限り」（他者危害原理）ということを説明しているが、社会に対して少なからず影響力のある公人である選手がスポーツにおける薬物乱用であるドーピングを行うことは、この他者危害原理にそむく行為にあたると思われる。また、ドーピングの禁止理由の「アンフェア」、「健康害」、「社会悪」の三つの中で、「アンフェア」と「健康害」への疑義が唱えられているのに対して、「社会悪」への疑義がみられないのはこのためであると考えられる。

サイモンが、選手に「特殊な競技的才能があるからと言って、競争の場面以外でも同様に特別な道徳的責務があるとは論理的に言えない。」（傍点は筆者による）が、「選手は他の人に対して類を見ないような影響力がある点」と「選手が不道徳に振舞うと、一般人より他の人々に影響して、いっそう害を及ぼす恐れがある点」という二つの理由から、道徳的に振舞うべき理由はあると述べているように、⁹⁰ 一般に不道徳と考えられているドーピングをするべきでない理由はあると考えられる。サイモンと同様に、近藤も、青少年の薬物乱用が社会問題化しているアメリカにおいて、薬物乱用を阻止するために政府がスポーツの世界に協力を要請している例を挙げ、選手は社会から道徳規範を遵守する存在として期待されており、「『公的存在者』としての役割期待が課せられている」とし、そこにドーピングが禁止されることの正当性の根拠を見出している。⁹¹

このように、「公人」として選手は位置づけられるといえるが、その選手の位置づけからドーピングが禁止される理由が出てくるのではないかと考える。その禁止理由は以下の2点である。

- ①一般大衆からサポートを得られなくなることにより、スポーツはその存在意義に大きな打撃を受け、現代の文化としてのスポーツが成立しえなくなるため。
- ②選手は社会的影響力のある「公人」であるがゆえに、規範モデルとしての役割を社会から期待されており、ドーピングをすることが選手個人のみの問題では済まされず、選手に憧れる子供などや一般のスポーツ愛好者に悪影響を与える可能性があるため。

上記の2点が選手を公人と捉え、その公人としての選手がドーピングをすることによる悪影響を考慮した上で考えられるドーピングの禁止理由である。

加藤は現代の社会倫理の基本を「現代の社会倫理は、エゴイズムの否定を目指しているのではなくて、最大の幸福が達成されるようにエゴイズムを制限しようとする。その制限もなるべく少ないようにしようとする。」⁹² ことであると述べているが、公人としての選手は、その制限が一般大衆よりも大きい存在であるといえる。

スポーツ、マス・メディアとの親和的な関係の先にある最終的なスポーツの消費者は一般大衆であるが、一般大衆の嗜好に合わせた（ショーとしての）スポーツを推進していくことがスポーツの商業主義や勝利市場主義を強め、結果として、ドーピングのような帰結を生んでいるといえるのかもしれない。とはいえ、スポーツを存続していくためには、スポーツの末端の消費者である一般大衆をターゲットとしたスポーツによる収入が重要となっている現状がある。

このような状況をそのまま進展させていけば、ドーピング以上に深刻な事態が起これるかもしれない。だからこそ、現実としてマス・メディアや一般大衆に迎合している部分があるとしても、社会の映し鏡としてのスポーツは「クリーンさ」や「健康」を訴え続けていかなければいけないのではないかと考える。

第3節 本章のまとめ

本章では、まず選手を人権が擁護されるべき個人と捉え、ドーピング防止活動による人権侵害と行為選択の自由から「ドーピングをする自由」の可能性について論じた。一方で、選手を社会的に影響力のある「公人」と捉えた場合の「公人としての選手」とドーピングの関係についてみた上で、ドーピングが禁止されるべき理由を提示した。

ドーピング防止活動による選手の人権侵害については、アメリカの「ドラッグテスト・プログラム」に関わる判例を挙げ、アメリカの判例では検査において尿検査の際に監視がつかないことや、プログラムに対して選手の同意を必要とすることなど選手の人権擁護を考慮した措置を評価する判断が多いことがわかった。こうした過去の判例からは、ドーピング防止活動が人権を侵害する可能性をもっていることがみてとれる。現在のIOCやWADAによるドーピング防止活動においても、検査方法、陽性反応が出た際の聴聞会の機会充足などを考慮に入れる必要がある。また、障害者スポーツにおけるドーピングに関しては、日常的に薬物を服用しているという健常者とは異なる事情を抱えている選手に対して、規程を検討しなおすべき部分があるようだ。

選手の行為選択の自由に関しては、ミルの功利主義的自由主義に依拠した考えでは、IOC、WADAが提示する「選手の健康を害する」という医学的理由によるドーピングの禁止は不当なパターンリズムにあたるという論をみたうえで、「ドーピングをする自由」の可能性を考えた。

このように、ドーピング防止活動における人権侵害と不当なパターンリズムによるドーピング禁止をみていくことで、WADA、IOCがドーピング撲滅のために選手個人の権利を考慮に入れず、選手への干渉や規制を正当化してしまうことにより、選手とドーピングを規制する側の協力関係の構築が難しくなることを示した。

一方で、メディアなどが伝える選手の「良質なイメージ」を示す例を取り上げた上で、選手を社会的に影響力のある「公人」と捉え、その公人としての選手とドーピング問題との関係において、本章第2節第3項でドーピングが禁止されるべき理由を挙げた。

第3章 ドーピング防止活動の意義と今後の課題

第1節 ドーピング防止活動の意義

第1項 ドーピング防止活動による薬物乱用問題、医師の倫理への影響

これまでみてきたように、ドーピング問題はスポーツの世界だけに止まらず、社会の様々な分野に影響を与える可能性を持っている。そのため、ドーピング問題はスポーツの枠組みの中だけで考えるべき問題ではないといえる。とはいえ、そのスポーツと一般社会との関係性において、多大な金銭や時間、人員、労力をかけて、ドーピング防止活動を行う意義が見出されるのではないかと考える。それは、第2章にて、一般大衆やメディアとスポーツという一般社会とスポーツとの関係の中でドーピングが禁止されるべき理由を示したことと同様である。黒田は、ドーピングが行われる背景に、薬が氾濫し、現在は誰もが簡単に入手でき、「社会環境が薬を使うということに対する抵抗感を少なくしている」ことなどの社会的な要因が大きいと述べているが⁹³、そのような要因が大きいのであれば、逆に考えれば、スポーツにおけるドーピング防止活動が社会に与える影響も少なくないのではないだろうか。

本章では、ドーピング防止活動を行うことの意義を検討し、そのうえで、その活動の今後の課題を考えたい。

第一に、麻薬やドラッグなどの薬物乱用問題とドーピング防止活動との関連について述べる。現代において、覚醒剤、コカインなどの薬物乱用問題は世界的な取り組みの対象となっているものだが、近年では、「合法ドラッグ」と呼ばれる法の規制にふれないドラッグが若者を中心に蔓延している実態があるという。⁹⁴ この合法ドラッグの問題に関連して、ドーピング問題がそうであるように、薬物乱用の問題でも、取り締まる側と取り締まられる側の「いたちごっこ」のような状況⁹⁵が見られる。関田、井上によると、合法ドラッグとは、「麻薬や覚醒剤などの違法な薬物とは別に、多幸感や気分の高揚が得られる（実際には不明）などとの標榜のもとに」流通している「商品」であり、その呼称の背景には、「薬物乱用者が麻薬や覚せい剤などの『違法な薬物 “ Illicit Drug ”』を単に “ Drug ” と呼ぶのに対して、一部の販売業者や愛好家らが、これらの『合法ドラッグ』をあたかも安全な “ Drug ” であるかのごとくに流布しようとする巧妙な意識がある。」⁹⁶ という。さらに、これらの販売業者の動きからは、薬物関連の取り締まり法規を意識し

ながら、「化学構造式による指定制度を逆手に取り、法規制を出し抜き、かつ『違法薬物』と同様な効果を有するような物質を販売しようとする意図」⁹⁷ も読み取れるという。

また、「デザイナードラッグ」に関しても、上記のような法的な規制を逆にとり、違法な薬物と同じかそれ以上の作用をもつ薬物が密造する意図があるといわれている。

デザイナーズドラッグとは、「地下密造所の化学者が既知の規制対象薬物の化学構造をいじくり規制対象外の誘導体を化学的にデザイン」⁹⁸ した薬物であるが、これはドーピングの問題においても、取りざたされているものであり、⁹⁹ 前述した **BALCO** 社の例がそれにあたる。このような法のすきまをかいくぐり薬物を製造し、利益を得ようとしている製造業者の存在があることは薬物乱用問題とドーピング問題に共通している点である。このように考えると、デザイナーズドラッグや合法ドラッグを製造するための技術がドーピングのための薬物の新たな開発に影響を少なからず与えている可能性もある。

このように、薬物乱用問題とドーピング問題には、それらの問題を同種のものと考えていることに関しては、その背景や動機、使用方法の点などを重ね合わせると、妥当であるとはいえない部分もあるかもしれないが、薬物を治療目的以外で乱用することを禁止しているという点で、互いに影響しあう問題であると考えている。

つまり、一般大衆に影響力のあるスポーツの世界で、薬物を本来の目的とは異なる目的で使うことを禁止し、世間にも「スポーツは薬物乱用を許さない」ということを、その防止活動によりキャンペーンしていくことが、一般社会での薬物乱用を防ぐ一助になるのではないかと考える。

また、薬物乱用問題とドーピング問題との関連でもう一つ指摘したいのは、ドーピングをすることが他の違法薬物の使用への入り口となることを防ぐことである。人が薬物依存に陥る経緯として「**Gateway Drug**」概念」というものがあるが、それは身近な薬物の使用が他のさらに依存性の高い薬物への移行を促すというものである。¹⁰⁰ この考え方をすれば、一般のスポーツ愛好者が選手のような肉体になるために筋肉増強剤などを使用し、それが契機となり、他のさらに身体にとって危険性の高い薬物の服用につながることも可能性としては考えられる。そのような事態を防ぐためにも、ドーピング反対を訴える必要性がある。

ドーピング防止活動の意義として、**H・リチャード・ベレスフォード**は「スポーツ選手に薬物使用を制限するキャンペーンの最良の論理的根拠は、スポーツ選手は、我々以上に道徳的に振舞うべきという神話を求めることではなく、スポーツ選手が人の目に触れるこ

とを利用して、特別なやり方で、ある種の薬物は人の生理に有害作用をもたらす、あるいはそれを摂取する者に永久的に傷害をもたらす恐れがあることを示すことである」¹⁰¹ と述べているが、実際にドーピングの副作用により選手が死亡した例もあり、¹⁰² 薬物乱用の恐ろしさを世間に示すという点で、ドーピング防止活動の効果を考えることもできる。このように、薬物乱用問題との関連でドーピング防止活動の意義を見出すことも可能であると考える。

次に、薬物の副作用の恐れを選手自身のからだが生している点に関して、ドーピング防止活動は医師の倫理に対する影響もあると考える。太田らが、「本来、医療そのものは、人間から疾病・障害による苦痛・不安を取り除き、健康を回復・増進させるべきものだ。また、そのことのために機能を発揮してこそ、初めて医療そして医学・科学が社会化する。しかし、科学そのものが、核兵器・化学兵器の開発等の事例にみられるように、非倫理的な使われ方があるように、医療も、非倫理的な取り扱い方があり得る。かつて医療・医学が、軍事の分野で悪用されたような状態が、スポーツの分野で起きている。」¹⁰³ と述べているように、ドーピングはコーチやスポーツドクターなど関係者ぐるみで組織的に行われるケースも多く、その場合、スポーツドクターは薬物投与を本来の目的や用途とは外れたかたちで行っている。薬物による副作用の危険性もあることを考えると、そのスポーツドクターは選手の健康を増進させることにより、選手のパフォーマンス向上を助けているのではなく、ドーピングという副作用により選手の健康を損ねる可能性のある方法を用いてパフォーマンス向上を目指していることになる。

もし選手がドーピングを望んだとしても、スポーツドクターはドーピングのために自分の技術を悪用するのではなく、薬物の副作用の知識がある立場からドーピングをとめる役割を果たす必要があると考える。それは、現在のドーピングの手法は複雑で計画的に行われており¹⁰⁴、専門的技術を有する医師の介入なしでは実行が不可能なものとなっていることが予想されるため、ドーピングに関わる医師が少なくなることがドーピングをする選手の減少にもつながると考えられるからである。

ドーピングに使用される薬物や技術の変遷は、医療技術の進歩を色濃く反映している¹⁰⁵ といわれており、その新たなドーピングの可能性として遺伝子ドーピングの出現が危惧されている状況である。遺伝子操作技術という科学の最先端技術がドーピング手法としての可能性を持っている点からも、ドーピング問題は医師の倫理や科学の倫理に影響を与えるものであると考えられる。この点について、太田らも「ドーピングでは、医療・医

学・科学の非倫理性に結びついた行為だという視点が、一層強調されるべきである。そして、ドーピングにより、スポーツの倫理性が失われて、社会におけるスポーツへの信頼と評価をも喪失させる結果を生む。さらに、このような医療モラルの崩壊は、覚醒剤、麻薬等の入手・供与といった反社会的行為を助長することにもつながり現代そして将来にわたる社会全体の問題ととらえるべきであろう。」と主張している。ドーピングは、医療技術や科学技術が危険な副作用を伴うかたちで悪用されるものであり、そこに医師や医療の倫理と関連したドーピング防止活動の意義が見出されると思われる。

第2項 ドーピング防止活動とスポーツの価値との関連

前項では、薬物問題や医師の倫理に対する影響などスポーツとは異なる分野から、ドーピング防止活動の意義をみてきた。しかし、ドーピング問題が現在のスポーツ自体のあり方にも問いを投げかけている面は多分にある。ドーピングを規制することに対して、ドーピングを規制してもしなくてドーピングをする選手が出てくるのならば、ドーピングを解禁したほうがより公正は保たれる可能性があるとする考え¹⁰⁶もあるように、スポーツの世界において、ドーピングは解決方法の見つかりにくい問題として存在している。

ドーピング問題の背景には、現在のスポーツにおける商業主義や勝利至上主義などの様々な要素が絡んでいることは多くの論者が指摘している。¹⁰⁷

木村は、ドーピングは「より速く、より高く、より強く」という「無限の進歩を求める近代スポーツの必然である」¹⁰⁸と述べているが、多木も現在のスポーツの現状をみて「記録がここまで伸び、微差をめぐっての競争が激化してくると、自然な身体の鍛え方は追いつかなくなる。人間の生物学的進化はもう終わっている。しかし人間の造り出したスポーツは高度化した情報の領域となって身体を自然を越えはじめている。このアンバランスを埋めるのに、身体の改良をテクノロジーに依存するのは、ことの成り行きとして不思議ではない。」¹⁰⁹としている。また、中村は、ドーピングが行われる原因を「勝者に与えられる反対給付、とくに物質的利益」¹¹⁰としたうえで、現在の勝利至上主義のスポーツから本来の「社交の手段」としてのスポーツへ立ち戻ることが必要であると述べている。¹¹¹

これらの言説は、勝利に価値を置き、進歩を求め続ける現在のスポーツの限界を表す現象としてドーピング問題が起こっていることを指摘している。

このように、ドーピング問題により現在のスポーツのあり方が問われることとなった状況がある。スポーツをどのようなものとして位置づけるべきなのかについては、本研究で検討する事項ではないが、スポーツにおいて不正行為とされているドーピングを防止しようという取り組みは、スポーツに関わる人々に対して、スポーツとは何なのか、自然な身体とは何なのか、フェアプレイとは何なのかといった問題を今一度検討しなおす機会を与えているといえるのではないだろうか。

第2節 ドーピング防止活動の今後の課題

第1項 ドーピング防止活動における教育・啓蒙活動

現在のドーピングの防止活動の問題点については、第1章第3節において触れた。また、第2章第1節でもドーピング防止活動が選手の人権を侵害する可能性があることを指摘した。本節ではこれらの問題点を考慮した上で、ドーピング防止活動の今後の課題を考えたい。そこで、本項では、世界アンチ・ドーピング規程の内容に起因する「うっかりドーピング」などの問題に対応するための教育活動、啓蒙活動についてみていくこととする。

まず、制裁措置に関してだが、第2章第3節で述べたように、現在の規程は選手の自己責任を重視しており、たとえ不注意による「うっかりドーピング」の場合でも、制裁措置は軽減されることはあっても、免除されるケースは少ない。そのため、選手は、数多くある禁止項目を熟知し、自分が口にするものには自分で責任を持ち、ドーピング検査に備えることが要求されているといえる。また、昨今、オリンピック種目に限らず、国際的な多くの競技連盟、IPCとパラリンピックの競技連盟、主要な国際競技大会の組織委員会などが世界アンチ・ドーピング規程を批准し、それに準拠したドーピング防止規則を策定している。このようなWADAの規程はスポーツを統一するドーピング防止規則として位置づけられている¹¹²。状況を見ても、選手がドーピング検査に対して自己責任をもって関わることは、選手の義務となっているともいえる。とはいえ、ドーピングやドーピング検査に対する知識の乏しい選手に対する配慮もドーピング防止活動の中では行う必要があると考える。「うっかりドーピング」による資格停止は、周囲から疑惑の目でみられることや、その間大会に出場できないことによるパフォーマンスの低下などを考えると、選手にとっては大きな打撃となる。そのような不幸な選手をドーピング防止活動によって生み出すことがないように、制裁措置に柔軟性をもたせるなどの対応が重要となってくるだろう。また、選手に対しても、ドーピング防止に関する啓蒙活動や教育活動により力を入れる必要がある。

この啓蒙活動や教育活動に関して、日本の例を示したい。日本では、2006年にユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が締結したことを受けて、文部科学省がドーピング防止活動の推進をはかるために「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」¹¹³（以下「ガイドライン」とする）を策定した。このガイドラインでは、「ドーピング防止活動の推進体制」、「ドーピング・コントロール活動の実施」、「ドーピング防止に関する教育及び研修」、「プロスポーツ団体のドーピング防

止に関する取組」、「ドーピング防止に関する研究」、「ドーピング防止活動における国際協力」などの項目が挙げられているが、その中でも、「ドーピング・コントロール活動の実施」の項目には、禁止物質・禁止方法の入手・使用を制限するために、選手やその関係者向けの「服用可能薬データベースの構築、教育教材の作成」や TUE 申請に関する選手およびスポーツ団体への指導、「栄養剤補給剤に関する情報提供及び指導」などの措置が記されている。また、「ドーピング防止に関する教育及び研修」の項目では、一般の人々の対しては、「スポーツにおける倫理的価値に対するドーピングの害」、「ドーピングの健康に対する影響」に関して教育・啓発することが示されており、選手やその関係者に対しては「ドーピング・コントロールの手続」、「ドーピング防止に関する競技者の権利及び責任」、「禁止表及び治療目的使用に係る除外措置」、「栄養補給剤に関する情報」に関して教育・研修することが示されている。このガイドラインは、国内のスポーツ諸団体、都道府県に対して、当事者としてドーピング防止活動への参画を求める内容となっているという。¹¹⁴ このガイドラインのドーピング防止教育の項目で、選手が不注意でドーピング検査で陽性になることがないように、また、選手の健康面を配慮し、服用可能な薬のデータベースの構築や栄養補給剤の情報提供や指導が含まれている部分は、今後ドーピング防止活動を進めていく上で非常に重要な点であると考えられる。ドーピング防止活動において、WADA やIOCなどのドーピングを規制する団体と選手の協力体制を築いていくためには、ドーピング規程違反者を警察のように探し出し、厳しく取り締まるだけではなく、選手の立場に立った措置を設けたり、教育活動を行うことは重要である。ドーピング防止活動における教育活動に関して、河野も、ドーピング対策は「取り締まるだけでは100%の効果があらわれないのが事実である。ドーピングに対する厳しい姿勢に加えて、アンチ・ドーピングに関する情報を適切に伝える啓蒙と教育が重要」¹¹⁵ とした上で、中学生、高校生の時期からのドーピング防止のために教育活動を行うことを提案している。さらに、河野は「国際オリンピック委員会が禁止薬物として位置づけている覚醒剤や麻薬は社会悪として世界中が撲滅にやっきとなっている。この点から、スポーツ界における薬物乱用の問題が国際的には社会悪としてとらえられ、社会全体の問題として扱われているのである。」¹¹⁶ とし、ドーピング防止活動における啓蒙、教育活動が社会的にも重要な役割を持つことを主張している。そうした意味も含め、このガイドラインが持つ役割は大きいと考える。このガイドラインに沿った具体的活動をスポーツ団体や都道府県は積極的に推進していくことができれば、各国に対して、ドーピング防止活動に対するモデルとし

で日本の活動を示していくことも可能であるかもしれない。それが、国際的なドーピング防止活動の発展につながることを期待したい。

第2項 選手の人権を擁護したドーピング防止活動の提案

選手のプライバシーや人権に関わる問題点に関しては、ドーピング防止のために、**WADA** や**IOC**などが選手を取り締まる体制が強化されればされるほど、選手のプライバシーは侵害されるおそれがある。現在、選手に義務付けられている「抜き打ち検査」のための居場所情報提供や、監視の下での尿検査など、巧妙に行われるドーピングを防止するためには必要といえるかもしれないが、選手のプライバシーや人権を考えれば、今後改善していくべきものであると考える。佐藤は、法学的な立場から、競技者の人権の基礎にあるものを人格的自律権（自己決定権）とし、その自己決定権を基礎としたドーピング規制の再構成を検討している。¹¹⁷ 佐藤によると、民間団体が検査をする際には、「人格権を侵害しないような配慮が必要である」¹¹⁸ という。具体的には、検査前の段階では、「被験者が誰か、どのような場合に検査するか、検査するものは何か、などについてあらかじめ一般的な同意を得るばかりでなく、人格権を侵害する以上、少なくとも検査の前に、内容・方法を伝え、真摯な具体的同意を得る」ことが必要であることや、検査を拒否した選手に対しては、それを違反とするのではなく、「『疑わしきは罰せず』という考えから制裁ではなく非制裁処分として当該競技の記録を抹消したり、短期の出場停止のような軽い処分を課すべき」だとしている。また検査に関わるプライバシーの問題に関しては、尿検査を例に挙げ、尿以外に毛髪や唾液など採取が容易で「人格を侵す程度がより少ない」方法を導入することも提案している。¹¹⁹

こうした佐藤による提案にみられるように、選手の自身の権利を考慮に入れたドーピング防止活動の検討が今後必要になると考える。**WADA** や**IOC**などドーピングを規制する団体は選手を含めた、スポーツに関わる様々な分野の意見を取り入れた上で、活動を展開していくことが重要であろう。というのも、**WADA** 設立以来、ドーピング防止活動は厳格化を進めており、ドーピングをする側と規制する側の「いたちごっこ」が今後激化していくことも予想される中で、規制する側と選手の歩み寄りが必要だと考えるからである。また、前述した「遺伝子ドーピング」を防ぐために、取り締まる側が選手の遺伝子情報までも管理するような事態が将来起こりえるかもしれない。近藤、友添が「**IOC**および各種

国際スポーツ競技団体に警察的権限を与えることに危惧を感じる以上に、一般大衆が新記録の樹立や上位入賞者に対して薬物使用の疑惑を抱き、それを検査によって払拭する図式は悲しい。選手と役員とが、検査される人と検査する人という関係では、望ましい人間関係である相互信頼など築けない。」¹²⁰ と述べているように、規制する団体がドーピング防止のために選手を完全に管理し、選手と規制する団体が警察と容疑者のような関係のもとでは、ユネスコ規約で謳われたような社会的に意義のあるものとしてのドーピング防止活動を実現していくことはできないだろう。

第3節 本章のまとめ

第3章では、第1章、第2章との関連で、ドーピング問題を社会的な問題と位置づけ、ドーピング防止活動の意義と今後の課題を考察した。それは、スポーツや選手が社会的に影響力のある存在であることを前提とし、それゆえにドーピング防止活動の影響力も少なからずあるのではないかという視点からの考察である。

ドーピング防止活動の意義については、薬物乱用問題への関連と医師の倫理への関連を挙げた。麻薬やドラッグなどの薬物乱用問題においても、ドーピング問題と同様に規制される側と規制する側との「いたちごっこ」のような現状があり、薬物を本来の目的とは異なる目的で乱用していることを禁じている点において、薬物乱用問題とドーピング問題に共通点がみられることがわかった。また、身近な薬物の使用が麻薬や覚醒剤などの危険な薬物の使用につながる可能性が高いことをふまえても、ドーピング防止活動の促進が薬物乱用の抑制の一助になりうるとした。医師の倫理に関しては、ドーピングに関わるスポーツドクターは、本来人の健康のためにつかわれるべき医師の技術を非倫理的に扱っていると考えられる。それは医師の役割を考える上で一定の示唆を与えるものであると思われる。また、スポーツとは何なのか、身体とは何なのか、フェアプレイとは何なのかをスポーツに関わる者が、再度検討する機会を与えている点もドーピング防止活動の忘れてはならない意義の一つとして挙げた。

ドーピング防止活動の今後の課題としては、ドーピング規程違反者にも「うっかりドーピング」など様々なケースがあることを考慮し、制裁措置に柔軟性を持たせることや、故意ではなく規程違反をしてしまう選手を出さないための教育活動やドーピング防止のための啓蒙活動を重視した活動の促進などを挙げた。具体的な例として、日本の「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を示した。

また、選手のプライバシー保護や人権擁護を考慮した活動も今後の課題として挙げた。これは、今後ドーピング防止活動を行っていくなかで、選手とドーピングを規制するIOC、WADAなどの団体との信頼関係を築くために必要な条件だという考えから、課題として挙げたものである。

結章

第1節 本研究のまとめ

ドーピング問題に関しては、これまでも様々な論議がなされてきたが、そのどれもドーピング問題を現在のスポーツの抱える大きな問題として捉えている。どれほど検査を厳しくし、ドーピング規程違反者に制裁を科しても、ドーピングはなくなる現状がある。現在のところドーピングをなくすための画期的な措置が考え出されてはいないが、今後もドーピング防止活動を継続していくことの意義を示すことを目的として本研究を進めた。

これまでのドーピング防止活動を概観する際には、WADA 設立を大きな分岐点として、WADA 設立以前と WADA 設立以後の活動をみた。ドーピング防止活動において、活動の統一機関としての WADA の設立は、スポーツ関係者だけでなく世界各国の政府の協力も得た活動が可能になった点や国家間の協力の下に国際的な活動が可能になった点で大きな出来事であったといえる。WADA 設立の際に最も重視された統一規程の策定が実現し、ドーピング検査のための全世界的なプログラムの調整など、国際的で組織的な活動が計画され、実行されるようになった。さらに、ユネスコ総会における「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」の採択が国際的なドーピング防止活動の動きをさらに強めることとなるだろう。

とはいえ、WADA 設立により進展したドーピング防止活動の拡大や検査の厳格化に伴う新たな問題も出てきた。一つは、ドーピング防止活動の統一規程である「世界アンチ・ドーピング規程」に関する問題であるが、判断能力の乏しいと思われる未成年者や薬物を日常的に服用している障害者スポーツの選手にも同一の規程を用いて制裁を科すことへの問題がそれにあたる。また、「抜き打ち検査」のための居場所情報の提供や監視の下でも尿検査が選手のプライバシーや人権を侵害してしまう可能性もある。他にも選手の健康に関わる問題点など現在の規程や活動内容には様々な問題点があることがわかる。

そのようなドーピング防止活動の現状を概観した上で、選手を権利を尊重されるべき個人と捉えた場合に考えられる「ドーピングをする自由」の可能性と、選手を社会に影響力持つ「公人」と捉えた場合に考えられるドーピング禁止理由を考察した。これは、現在のドーピング防止活動をみていく際に、選手の人権の問題とスポーツや選手の社会に与える影響の両面を考慮する必要性があるためである。選手の人権の問題を取り上げたのは、ド

ドーピング防止活動を効果的なものとするためには選手とIOC、WADA、各国のドーピング防止活動に関わる機関の協力体制が重要であるとの考えからである。また、スポーツや選手の社会に与える影響を取り上げたのは、メディアなどにより取り上げられている「健康」や「フェアプレイ」、「クリーン」など選手のプラスのイメージがスポーツが一般大衆から支持を得る上で重要な要素だと捉えたためである。

そして、ドーピングの持つマイナスのイメージは上記の選手の持つプラスのイメージとは相容れないものであり、世界的に活躍しているスター選手がドーピングをすることによる一般のスポーツ愛好者への悪影響をふまえた上で、「一般大衆からサポートを得られなくなることにより、スポーツの存在意義が大きな打撃を受け、現代の文化としてのスポーツが成立しえなくなるため。」「②選手は社会的影響力のある『公人』であるがゆえに、規範モデルとしての役割を社会から期待されており、ドーピングをすることが選手個人のみの問題では済まされず、選手に憧れる子供などや一般のスポーツ愛好者に悪影響を与える可能性があるため。」という二つのドーピングが禁止されうるべき理由を示した。

最後に、ドーピング問題を社会的な問題と位置づけ、ドーピング防止活動の意義と今後の課題を考察した。これは、スポーツや選手が社会的に影響力のある存在であることを前提とし、それゆえにドーピング防止活動の影響力も少なからずあるのではないかという視点からの考察である。

ドーピング防止活動の意義については、薬物乱用問題への関連と医師の倫理への関連、スポーツの価値との関連を挙げることとした。麻薬やドラッグなどの薬物乱用問題とドーピング問題は、その規制の現状や薬物の乱用を禁じている点などにおいて、共通点がみられる。そのため、ドーピング防止活動の促進が薬物乱用の抑制の一助になりうるとした。医師の倫理に関しては、ドーピングに関わるスポーツドクターは、医師の技術を非倫理的に扱っていると考えられ、そのことが医師の役割を考える上で一定の示唆を与えるものであるとした。また、ドーピング防止活動が、スポーツに関わる人々に、スポーツや身体、フェアプレイというものについて、改めて考える機会を与えている点もその活動の意義であるとしている。

ドーピング防止活動の今後の課題としては、ドーピング規程違反者にも「うっかりドーピング」など様々なケースがあることを考慮し、制裁措置に柔軟性を持たせることや、教育活動や啓蒙活動を重視した活動の促進を重要視したうえで、具体的な例として、日本の「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を挙げた。また、選手のプ

ライバシー保護や人権擁護を考慮した活動も今後の課題であるとした。これを今後の課題としたのは、今後ドーピング防止活動を行っていくなかで、選手とドーピングを規制するIOC、WADAなどの団体との信頼関係を築くために必要な条件だとする考えからである。

本研究では、ドーピング防止活動が選手の権利を侵害する危険性を持っており、今後活動が拡大し、検査が厳格化することで、その危険性が増大する可能性があることを危惧し、選手の人権擁護を重視した活動の重要性を論じた。また、ドーピング防止活動の意義を見出す際には、選手やスポーツの社会的な影響力を視野に入れることで薬物乱用問題など社会問題との関連を考えた。つまり、本研究はドーピング防止活動と選手の関係性を、選手の私的な部分と公的な部分からみた考察を行った研究である。

第2節 今後の課題と展望

本研究では、ドーピング防止活動の問題点や選手の人権擁護を考慮した活動の重要性、活動の意義などについて考察したが、具体的な問題点の解決方法や人権擁護を考慮に入れた具体的な活動方法の提示には至らなかった。また、ドーピングが起こる背景などドーピング問題の本質を問う考察をすることはできなかった。

今後は、人権擁護などの視点をふまえた具体的なドーピング防止に向けた取り組みやドーピング問題の本質を明らかにした上でのドーピング問題の解決方法について検討を試みることを課題とする。

今後の展望としては、オリンピック時のドーピング防止活動のみならず、諸外国のドーピング防止に関する法規制や活動内容、活動の成果等を見ることで、各国の抱えるドーピング防止に関わる課題を理解することが国際的なドーピング防止活動がより効果的なものとなるための一助となると考える。また、選手とIOC、WADAなどのドーピングを規制する団体との協力関係を築くためにも、ドーピング防止活動に関わるアンケート調査などを行い、選手のドーピングに対する意識を調査するような研究も必要であると考えている。

引用・参考文献

- ・ 有山輝雄，津金澤聰廣編著（1995），現代メディアを学ぶ人のために，世界思想社．
- ・ 浅川伸，小林大祐，平井千貴，河野一郎（2007），ドーピング防止活動にかかわる国内外の動向，体育の科学 57巻11号日本体育学会編，杏林書院 pp.801-806.
- ・ 海老原修（2000），ポスターに表象するトップ・アスリートの一義性，体育の科学50巻6号，杏林書院 ,pp473-479.
- ・ 藤井政則（2003），なぜドーピングがいけないのかー日本におけるアンチ・ドーピング論の構図ー，唯物論と現代 31巻5号，関西唯物論研究会編，文理閣 ,pp.81-99.
- ・ Gary I. Wadler, Brian Hainline ・ 西勝英（監訳）（1989），スポーツと薬物，医薬ジャーナル社
- ・ 井上俊，亀山佳明編，（1999），スポーツ文化を学ぶ人のために，世界思想社
- ・ 井上洋一（2000），アメリカの競技者と法的問題ードラッグテスト・プログラムをめぐってー，日本スポーツ法学会年報 7号，日本スポーツ法学会編 ,pp.22-46.
- ・ J.S. ミル，塩尻公明，木村健康（訳者）（1971），自由論，岩波書店
- ・ カール・ハインリッヒ・ベッテ，木村真知子，稲垣正浩（2000），近代スポーツの臨界点ードーピング問題をめぐってー（含議論），日本体育大学体育研究所雑誌 25号，日本体育大学体育研究所 pp.291-314.
- ・ カール・ハインリッヒ・ベッテ，ウヴェ・シマンク，木村真知子（訳者）（2001），ドーピングの社会学ー近代競技スポーツの臨界点ー，不昧堂出版
- ・ 加藤尚武（1997），現代倫理学入門，講談社
- ・ 加藤尚武、加茂直樹編（1998）生命倫理学を学ぶ人のために，世界思想社
- ・ 近藤良享（1990），薬物ドーピング禁止規定に関する一考察，スポーツ教育学研究10巻1号，スポーツ教育学会編
- ・ 近藤良享（2002），ドーピング問題を哲学するースポーツ倫理研究の視点からー，日本体育学会第53回大会号 ,p.70.
- ・ 近藤良享，畑孝幸（2003），世界アンチ・ドーピング規程に関する研究，日本体育学会第54回大会号，日本体育学会編 ,p.169.
- ・ 近藤良享，友添秀則（1996），オリンピックと薬物ドーピング，体育の科学 46巻8号，杏林書院 ,pp.641-645.

- ・河野一郎（1997），スポーツ教育としてのアンチ・ドーピングー体育系大学の取り組みー，スポーツと健康 29巻1号，第一法規出版 ,pp.22.-24.
- ・河野一郎（2003），国内外におけるアンチ・ドーピング活動の動向，現代スポーツ評論 8号，創文企画 ,pp.152.-157.
- ・河野一郎（2004），アテネ五輪でのドーピング問題を考える，現代スポーツ評論 11号，創文企画 ,pp.144.-149.
- ・河野一郎（2004），遺伝子ドーピングは検出可能か？，ニュートン 24巻11号，ニュートンプレス ,pp.70.-75.
- ・黒田善雄（1994），ドーピングとは何かーその歴史と現状ー，臨床スポーツ医学11巻 ,pp.2.-14.
- ・黒田善雄（2000），国際的なアンチ・ドーピング活動の取り組み，スポーツと健康32巻9号，第一法規出版 ,pp.7-10.
- ・木村真知子（2002），近代スポーツのアポリア：ドーピングー揺れるトップアスリートの商品価値ー，現代スポーツ評論 6号，創文企画 ,pp.80-91.
- ・森岡裕策（2003），世界アンチ・ドーピング機構の活動，臨床スポーツ医学 20巻2号 ,pp.135.-143.
- ・森浩寿（2000），オーストラリアのドーピング規制に関する法的対応，スポーツ法学会年報 7号，スポーツ法学会編 ,pp.142.-154.
- ・森克己（2003），イギリスにおけるドーピングの法的規制論，日本スポーツ法学会年報 10号，日本スポーツ法学会編 ,pp.155.-164.
- ・水谷修（2001），薬物乱用ーいま、何を、どう伝えるか，大修館書店
- ・中村敏雄（1998），スポーツの新しい曲がり角，体育科教育 46巻1号，大修館書店 ,pp.26.-pp.28.
- ・中村敏雄編（2005），スポーツにおける名誉や称号，創文企画
- ・及川伸（1997），スポーツ文化における権利の形成・侵害・放棄，スポーツ法学会年報 4号，日本スポーツ法学会編 ,pp.27.-51
- ・岡田晃，黒田善雄（編著）（1990），ドーピングの現状・現実を語る，ブックハウス HD

- ・ 太田（福島）美穂，武藤芳照，青木秀憲，朴晟鎮（1996），スポーツドーピングへの対応，東京大学大学院教育学研究科紀要 36巻，東京大学編 ,pp.505.-554.
- ・ Robert L. Simon, 近藤良享，友添秀則（訳者）（1994），スポーツ倫理学入門，不昧堂書店
- ・ 佐藤千春（1996），スポーツにおけるドーピング規制ー自己決定権を基礎にした再構成ー，朝日法学論集 15号，朝日大学法学会 ,pp.27-pp.90.
- ・ 関田清司，井上達（1999），薬物乱用と「合法ドラッグ」,The Journal of Toxicological Sciences 24巻5号，日本トキシコロジー学会編 ,pp.147.-158.
- ・ 清水諭（1994），映画の中の「甲子園」，体育の科学 44巻12号，杏林書院,pp.1028.-1031.
- ・ 杉本厚夫（2005），映画に学ぶスポーツ社会学，世界思想社．
- ・ 高橋正人，立木幸敏，河野俊彦（2000），広がるドーピング汚染，ドーピングースポーツの底辺に広がる恐怖の薬物ー，講談社
- ・ 体育原理専門分科会編（1992），スポーツの倫理（1992），不昧堂出版．
- ・ 友添秀則・岡出美則編（2005），教養としての体育原理，大修館書店
- ・ 友添秀則（2002），スポーツと倫理ー現代スポーツのアポリアと関連してー，日本スポーツ法学会年報 9号，日本スポーツ法学会編 ,pp.43.-59.
- ・ 友添秀則（2007），ドーピングと哲学，体育の科学 57巻11号，杏林書院 ,pp.796.-800.
- ・ 矢島万沙未（1995），スポーツ…仮想メモリーを搭載したメディア，体育の科学 45巻10号，杏林書院 ,pp.806.-pp.810.
- ・ 吉田篤夫（1992），乱用薬物の国際的規制，衛生化学 38巻2号，社団法人日本薬学会編 ,p.110.-120.
- ・ 和田清（1999），“Gateway Drug”概念について，日本アルコール・薬物医学会雑誌 34巻2号 ,pp.95-pp.106.

インターネット資料

- ・ World Anti-Doping Agency
<http://www.wada-ama.org/en/>
- ・ 日本アンチ・ドーピング機構（JADA）

<http://www.anti-doping.or.jp/index.html>
- ・ 三菱化学メディエンス株式会社

<http://www.medience.co.jp/index.html>
- ・ 文部科学省（2007），スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン，
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07051421.htm

脚注

-
- 1 ドーピング問題が起こる背景については、カール・ハインリッヒ・ベッテ，木村真知子，稲垣正浩（2000），近代スポーツの臨界点ードーピング問題をめぐってー，日本体育大学体育研究所雑誌 25号，日本体育大学体育研究所編 pp.291.-314. やカール・ハインリッヒ・ベッテ，ウヴェ・シマンク，木村真知子（訳者）（2001），ドーピングの社会学ー近代競技スポーツの臨界点ー，不昧堂出版にて詳しく説明されている。
 - 2 このような姿勢はWADA委員長ジョン・フェイ委員長のホームページ上のメッセージやJADAのホームページなどで示されている。WADA：<http://www.wada-ama.org/en/>
JADA：<http://www.anti-doping.or.jp/index.html>
 - 3 近藤良享，友添秀則（1996），オリンピックと薬物ドーピング，体育の科学 46巻8号，杏林書院，pp.641.-644.
 - 4 中村敏雄（1998），スポーツの新しい曲がり角，体育科教育 1号，大修館書店，pp.26.-28.
 - 5 世界アンチ・ドーピング規程において「競技者」は「ドーピング・コントロールとの関係においては、国際的レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）、又は国内的レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）において競技に参加する全てのものが含まれる。また、国際的レベル又は国内的レベルに達しないレベルで参加する者であっても、その者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関による指定を受けた場合には、『競技者』に含まれる。また、アンチ・ドーピング情報・教育との関連においては、本規程を受諾した署名当事者、政府、その他のスポーツ団体の管轄化においてスポーツに参加する者をいう。」と定義されている。
WADA：<http://www.wada-ama.org/en/>
 - 6 黒田善雄（1990），ドーピングの現状・現実を語る，岡田晃，黒田善雄編，ブックハウスHD，pp.8.-10.
 - 7 黒田善雄（1994），ドーピングとは何かーその歴史と現状ー，臨床スポーツ医学11巻，p.2.
 - 8 三菱化学メディエンス株式会社（2007），ドーピングの歴史，
<http://www.medience.co.jp/doping/07.html>
 - 9 黒田善雄（2002），スポーツと薬物ーとくに近代スポーツにおけるドーピングとア

-
- ンチ・ドーピング活動について，臨床スポーツ医学 19 巻 5 号,p.546.
- 10 黒田善雄（1990），同上,p.4.
- 11 高橋正人，立木幸敏，河野俊彦（2000），広がるドーピング汚染，ドーピングースポーツの底辺に広がる恐怖の薬物ー，講談社 ,p.17.
- 12 黒田善雄（1990），同上 ,p.15.
- 13 黒田善雄（1994），同上,p.5.
- 14 黒田善雄（1990），同上 ,p.18.
- 15 黒田善雄（2000），国際的なアンチ・ドーピング活動の取り組み，スポーツと健康 32 巻 9 号，第一法規出版,p.8.
- 16 河野一郎（2003），国内外におけるアンチ・ドーピング活動の動向，現代スポーツ評論 8 号，創文企画,p.152.
- 17 河野一郎（2003），同上 ,pp.152.-153.
- 18 WADA（2005），Strategic Plan 2004-2009, <http://www.wada-ama.org/en/>
- 19 森岡裕策（2003），世界アンチ・ドーピング機構の活動，臨床スポーツ医学 ,20 巻 2 号,p.141.
- 20 森岡裕策（2003），同上,p.141.
- 21 河野一郎（2004），アテネ五輪でのドーピング問題を考える，現代スポーツ評論 11号，創文企画 ,pp.144.-149.
- 22 河野一郎（2004），同上 ,pp.144.-149.
- 23 浅川伸，小林大祐，平井千貴，河野一郎（2007），ドーピング防止活動にかかわる国内外の動向，体育の科学 57 巻11号，日本体育学会編，杏林書院 pp.801-805.
- 24 ドーピングの定義については，WADA（2003），世界アンチ・ドーピング規程，<http://www.wada-ama.org/en/> を参考にする。
- 25 禁止リストへ掲載をする基準については，世界アンチ・ドーピング規程の「第 4 条 禁止リスト」の「4.3 禁止リストに物質・方法を掲載する基準」の解説に示されている。
- 26 禁止項目については，WADA（2008），世界アンチ・ドーピング規程 2008 年禁止表国際基準，<http://www.wada-ama.org/en/> を参考にする。
- 27 「特定物質」に関しては，2008 年禁止表国際基準の「IV. 特定物質」に記載がある。
- 28 監視プログラムについては，世界アンチ・ドーピング規程の「第 4 条 禁止リスト」の「4.5 監視プログラム」に記載がある。
- 29 河野一郎（2004），遺伝子ドーピングは検出可能か？，ニュートン 24 巻11号，ニュートンプレス ,p.71.
- 30 三菱化学メディエンス株式会社（2007），検査数と陽性率の移り変わり（WADA Statistics），<http://www.medience.co.jp/doping/03.html>
- 31 三菱化学メディエンス株式会社（2007），同上
- 32 JADA,Drug Free Sports ードーピングに関するニュース，<http://www.anti-doping.or.jp/index.html> では，世界のドーピング規程違反者のニュースが随時伝えられているが，そこでは様々な種目や国際大会における違反者を含めると毎日のように違反者が続出していることが分かる。
- 33 違反者の事例については，JADA（2005-2007），Drug Free Sports ードーピングに関するニュース，<http://www.anti-doping.or.jp/index.html> を参考とした。
- 34 世界アンチ・ドーピング規程の「第 10 条 個人に対する制裁措置」の「10.5 例外的状況を理由とした資格剥奪期間の免除又は軽減」の解説に、「ドーピング事例の傾向として，制裁措置を課す際に聴聞機関が個別具体的案件に個別具体的事実関係や状況を考慮しなければならないとされている点がある。この原則は、『スポーツにおけるドーピングに関する世界会議』において受け入れられており、」との記載がある。
- 35 この文言は世界アンチ・ドーピング規程の「第 10 条 個人に対する制裁措置」の

- 「10.5 例外的状況を理由とした資格剥奪期間の免除又は軽減」の解説に記載されている。
- 36 近藤良享, 畑孝幸 (2003), 世界アンチ・ドーピング規程に関する研究, 日本体育学会第 54 回大会号, 日本体育学会編, p.169.
- 37 近藤良享, 畑孝幸 (2003), 同上, p.169.
- 38 カール・ハインリッヒ・ベッテ, ウヴェ・シマンク, 木村真知子 (訳者) (2001), ドーピングの社会学—近代競技スポーツの臨界点—, 不昧堂出版, p.115.
- 39 JADA (2006), Drug Free Sports—ドーピングに関するニュース, <http://www.anti-doping.or.jp/index.html> によると, WADAは 2006 年 9 月 16 日にカナダのモントリオールで開催された理事会にて低酸素室の是非について検討したが、その時点では禁止を見送っている。低酸素室は人工的に酸素が薄い高地にいる状態をつくり、血液中のヘモグロビン値を高めるため、持久力向上に効果があるものである。
- 40 近藤良享, 畑孝幸 (2003), 同上, p.169.
- 41 WADA, Athlete Committee, <http://www.wada-ama.org/en/dynamic.ch2?pageCategory.id=291>
- 42 JADA (2007), 検体採取手順説明書, <http://www.anti-doping.or.jp/index.html>
- 43 ADAMS については, JADA のホームページ内の「居場所情報関連」に詳しい記載がある。 http://www.anti-doping.or.jp/doc/4_whereabouts.html
- 44 友添秀則 (2007), ドーピングと哲学, 体育の科学 57 巻 11 号, 杏林書院, p.799.
- 45 井上洋一 (2000), アメリカの競技者と法的問題—ドラッグテスト・プログラムをめぐって—, 日本スポーツ法学会年報 7 号, 日本スポーツ法学会編, p.24.
- 46 井上洋一 (2000), 同上, pp.22.-46.
- 47 井上洋一 (2000), 同上, pp.27.-29.
- 48 井上洋一 (2000), 同上, pp.28.-29.
- 49 井上洋一 (2000), 同上, p.29.
- 50 井上洋一 (2000), 同上, p.28.
- 51 及川伸 (1997), スポーツ文化における権利の形成・侵害・放棄, スポーツ法学会年報 4 号, 日本スポーツ法学会編, p.36.
- 52 及川伸 (1997), 同上, pp.33.-38.
- 53 出原泰明 (2005), スポーツの名誉と人権, スポーツにおける名誉や称号, 中村敏雄編, 創文企画, pp.130.-135.
- 54 出原泰明 (2005), 同上, pp.133.-135.
- 55 出原泰明 (2005), 同上, p.134.
- 56 草野修輔, 陶山哲夫, 山本満, 大井直住 (2003), 障害者スポーツの Up to Date : アンチ・ドーピングと機構設立, 臨床スポーツ医学 20 巻 10 号, 杏林書院, pp.1163.-1167.
- 57 森克己 (2003), イギリスにおけるドーピングの法的規制論, 日本スポーツ法学会年報 10 号, 日本スポーツ法学会編, pp.157.-158.
- 58 JADA, なぜ「アンチ・ドーピング」なのか, <http://www.anti-doping.or.jp/keystone/index.html>
- 59 入口豊 (1992), スポーツとドーピング, スポーツの倫理, 体育原理専門分科会編, 不昧堂出版, pp.107.-108.
- 60 近藤良享, 友添秀則 (1996), オリンピックと薬物ドーピング, 体育の科学 46 巻 8 号, 杏林書院, p.642.
- 61 近藤良享 (1992), 「スポーツと薬物」をめぐるとの問題, スポーツの倫理, 体育原理専門分科会編, 不昧堂出版, pp.128.-130.
- 62 カール・ハインリッヒ・ベッテ, ウヴェ・シマンク, 木村真知子 (訳者) (2001),

-
- ドーピングの社会学ー近代競技スポーツの臨界点ー，不昧堂出版,pp.124.-130.
- 63 江崎一郎（1998），パターンリズムー概念の説明ー，生命倫理学を学ぶ人のために，加藤尚武，加茂直樹編，世界思想社，p.65.
- 64 友添秀則（2002），スポーツと倫理ー現代スポーツのアポリアと関連してー，日本スポーツ法学会年報 9号，日本スポーツ法学会編，p.52.
- 65 加藤尚武（1997），現代倫理学入門，講談社,p.5.
- 66 Robert L. Simon（1994），スポーツ倫理学入門，不昧堂書店，pp.72.-79
- 67 Robert L. Simon（1994），同上，p.74.
- 68 Robert L. Simon（1994），同上，p.75.
- 69 Robert L. Simon（1994），同上，p.75.
- 70 Robert L. Simon（1994），同上，p.76.
- 71 Robert L. Simon（1994），同上，p.98.
- 72 近藤良享，友添秀則（1996），同上，p.642.
- 73 等々力賢治（1995），企業とスポーツ・メディア，スポーツメディアの見方、考え方，中村敏雄編，創文企画,pp.105.-144.
- 74 海老原修（2000），ポスターに表象するトップ・アスリートの一義性，体育の科学 50 卷 6 号，杏林書院，pp.473-479.
- 75 海老原修（2000），同上,p.474.
- 76 海老原修（2000），同上,p.475.
- 77 清水諭（1994），映画の中の「甲子園」，体育の科学 44 卷 12 号，杏林書院，p.1029.
- 78 清水諭（1994），同上，pp.1029.-1030.
- 79 杉本厚夫（2005），映画に学ぶスポーツ社会学，世界思想社，p.100.
- 80 矢島万沙未（1995），スポーツ…仮想メモリーを搭載したメディア，体育の科学，杏林書院,pp.806.-810.
- 81 矢島万沙未（1995），同上,p.806.
- 82 ドーピングのイメージに関しては、早瀬健介，前河洋一，坂本静男，吉原紳（1995），オリンピックにおけるドーピングに関する学生の意識ー一般学生と体育大学学生の意識の違いの比較ー，国際武道大学紀要 11号，国際武道大学編，pp.93.-101.を参考にした。
- 83 近藤良享（2002），ドーピング問題を哲学するースポーツ倫理研究の視点からー，日本体育学会第 53 回大会号，p.70.
- 84 篠原俊行（1995），スポーツと現代メディア，現代メディアを学ぶ人のために，有山輝雄，津金澤聡編著，世界思想社,pp.179.-180.
- 85 篠原俊行（1995），同上，pp.179.-202.
- 86 カール・ハインリッヒ・ベッテ，ウヴェ・シマンク，木村真知子（訳者）（2001），同上，p.69.
- 87 内田隆三（1999），現代スポーツの社会性，スポーツ文化を学ぶ人のために，井上俊，亀山佳明編，世界思想社,pp.30.-31.
- 88 Robert L. Simon（1994），同上，p.197.
- 89 入口豊（1992），同上,p.115.
- 90 Robert L. Simon（1994），同上，p.197.
- 91 近藤良享（1990），薬物ドーピング禁止規定に関する一考察，スポーツ教育学研究 10 卷 1 号，スポーツ教育学会編，pp.7.-8.
- 92 加藤尚武（1997），同上,p.4
- 93 黒田善雄（1990），ドーピングの現状・現実を語る，岡田晃，黒田善雄編，ブックハウス HD,p.27.
- 94 関田清司，井上達（1999），薬物乱用と「合法ドラッグ」，The Journal of

- Toxicological Sciences 24 巻 5 号, 日本トキシコロジー学会編 ,pp.147.-158.
- 95 水谷修 (2001) , 薬物乱用ーいま、何を、どう伝えるか, 大修館書店 ,p.85.
- 96 関田清司, 井上達 (1999) , 同上,p.147.
- 97 関田清司, 井上達 (1999) , 同上 ,pp.150.-151.
- 98 吉田篤夫 (1992) , 乱用薬物の国際的規制, 衛生化学 38 巻 2 号, 社団法人日本薬学会編,p.119.
- 99 友添秀則 (2007) , ドーピングと哲学, 体育の科学 57 巻11号, 日本体育学会編, 杏林書院,p.796.
- 100 和田清 (1999) , “ Gateway Drug ” 概念について, 日本アルコール・薬物医学会雑誌 34 巻,2号,pp.95-106.
- 101 H.リチャード・ベレスフォード (1989) , 法律上の考察, スポーツと薬物, Gary I.Wadler,Brian Hainline,西勝英 (監訳) , 医薬ジャーナル社 ,p.250.
- 102 高橋正人, 立木幸敏, 河野俊彦 (2000) , 広がるドーピング汚染, ドーピングースポーツの底辺に広がる恐怖の薬物ー, 講談社, pp.76.-99.
- 103 太田 (福島) 美穂, 武藤芳照, 青木秀憲, 朴晟鎮 (1996) , スポーツドーピングへの対応, 東京大学大学院教育学研究科紀要 36 巻, 東京大学編,p.517.
- 104 植木眞琴 (1998) , 競技スポーツにおけるドーピングとその検査手法, 衛生化学 44 巻 2 号, 社団法人日本薬学会編 ,pp.75.-82.
- 105 ニュートンプレス (2004) , 遺伝子ドーピングは検出可能か?, ニュートン 24 巻11号 ,p.71.
- 106 近藤良享 (2002) , ドーピング問題を哲学するースポーツ倫理研究の視点からー, 日本体育学会第 53 回大会号, 日本体育学会編 ,p.70. の中で、近藤は「ドーピング規程を廃止した場合」起こる現象として、「公正さの回復：原則として、誰もが薬物への接近が認められるので、使用者が増える。」ことを挙げている。
その他の現象としては、「薬物使用者の増大：禁止規程の廃止によって秘密裏ではなく堂々と使用できるように、使用者が増大する。また副作用を無視すれば、薬物は当然有効であるために、使用者は増大する。選手たるもの有効なものは何でも挑戦すべきとの考えから、使用者が増大する」、「副作用の減少：禁止規程の廃止によって専門家の介入なしの個人処方による副作用の危険性は減少する。」、「青少年への影響：選手の影響度から判断すると、青少年にも使用者が増大する」ということを挙げている。
- 107 藤井政則 (2003) , なぜドーピングがいけないのかー日本におけるアンチ・ドーピング論の構図ー, 唯物論と現代 31 巻 5 号, 関西唯物論研究会編, 文理閣 ,pp.81.-99.
- 108 木村真知子 (2002) , 近代スポーツのアポリア：ドーピングー揺れるトップアスリートの商品価値, 現代スポーツ評論 6 号, 創文企画 ,p.84.
- 109 多木浩二 (1995) , 過剰な身体, スポーツを考えるー身体・資本・ナショナルリズム, 筑摩書房 p.142.
- 110 中村敏雄 (1998) , スポーツの新しい曲がり角, 体育科教育 1 号, 大修館書店 ,p.27.
- 111 中村敏雄 (1998) , 同上 ,p.28.
- 112 浅川伸, 小林大祐, 平井千貴, 河野一郎 (2007) , ドーピング防止活動にかかわる国内外の動向, 体育の科学 57 巻11号, 日本体育学会編, 杏林書院, pp.801.-806.
- 113 文部科学省 (2007) , スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07051421.htm
- 114 浅川伸, 小林大祐, 平井千貴, 河野一郎 (2007) , 同上 ,pp.801-806.
- 115 河野一郎 (1997) , スポーツ教育としてのアンチ・ドーピングー体育系大学の取り組みー, スポーツと健康 29 巻 1 号, 第一法規出版 ,p.22.
- 116 河野一郎 (1997) , 同上 ,p.24.

-
- 117 佐藤千春（1996），スポーツにおけるドーピング規制—自己決定権を基礎にした再構成—，朝日法学論集 15号，朝日大学法学会，pp.27-90.
- 118 佐藤千春（1996），同上，p.59.
- 119 佐藤千春（1996），同上，pp.59.-62.
- 120 近藤良享，友添秀則（1996），オリンピックと薬物ドーピング，体育の科学 46 卷 8 号，杏林書院，pp644.-.645.